

令和 4 年度 認証評価

# 福岡女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	13
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	28
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	28
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	52
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	69
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	69
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	83
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	90
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	90
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	93
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	97
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、福岡女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 24 日

理事長

大浦 隆陽

学長

古市 恵美子

ALO

深町 修一

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt;学校法人の沿革&gt;

明治 36(1903)年 4月	福岡市唐人町に私立豫修館開校
明治 39(1906)年 4月	豫修館の女子部独立、修業年限 4 ヶ年の福岡私立九州女学校開校
明治 40(1907)年 6月	高等女学校令による私立九州高等女学校開校
大正 8 (1919)年	九州高等女学校に改称
大正 11(1922)年 12月	財団法人九州高等女学校に組織変更
昭和 22(1947)年 4月	財団法人九州女子中学校設置
昭和 23(1948)年 3月	新学制による九州女子中学校・九州女子高等学校設置 財団法人九州学園に組織変更
昭和 26(1951)年 3月	新制定の私立学校法により学校法人に組織変更
昭和 41(1966)年 4月	九州学園福岡女子短期大学開設
昭和 46(1971)年 3月	九州女子中学校募集停止
昭和 47(1972)年 4月	福岡女子短期大学に名称変更
昭和 51(1976)年 4月	野方幼稚園開設
昭和 55(1980)年 4月	法人分離（九州女子高等学校を別法人とする）
平成 10(1998)年 4月	福岡国際大学（国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科）開設
平成 15(2003)年 4月	福岡国際大学国際コミュニケーション学部デジタルメディアコミュニケーション学科増設
平成 16(2004)年 4月	福岡国際大学国際コミュニケーション学部デジタルメディアコミュニケーション学科をデジタルメディア学科に名称変更
平成 22(2010)年 4月	福岡国際大学国際コミュニケーション学部デジタルメディア学科を国際コミュニケーション学科に統合
平成 26(2014)年 4月	福岡国際大学デジタルメディア学科廃止
平成 27(2015)年 4月	福岡国際大学国際コミュニケーション学部学生募集停止
平成 28(2016)年 4月	野方幼稚園を福岡女子短期大学附属野方幼稚園に名称変更
平成 31(2019)年 3月	福岡国際大学国際コミュニケーション学部閉校

## &lt;短期大学の沿革&gt;

昭和 41(1966)年 4月	九州学園福岡女子短期大学（家政科）開設
昭和 42(1967)年 4月	英語科・食物栄養科増設
昭和 43(1968)年 4月	家政専攻科増設
昭和 44(1969)年 4月	英語専攻科・食物栄養専攻科増設

昭和 45(1970)年 4 月	英語科を文科へ統合文科（英語英文専攻・国語国文専攻）・音楽科新設
昭和 47(1972)年 4 月	福岡女子短期大学に名称変更、専攻科設置（家政専攻・食物栄養専攻・英語英文専攻・国語国文専攻・音楽専攻）
昭和 49(1974)年 4 月	家政科専攻分離（家政専攻・被服専攻）
昭和 59(1984)年 4 月	音楽科専攻分離（声楽専攻・器楽専攻）
昭和 60(1985)年 4 月	家政科専攻名変更（被服専攻を服飾美術専攻）
昭和 61(1986)年 4 月	秘書科新設
平成 2 (1990)年 4 月	家政科服飾美術専攻を廃止、家政科生活造形専攻設置
平成 8 (1996)年 4 月	家政科（家政専攻・生活造形専攻）を生活学科（生活教養専攻・生活造形専攻）に名称変更 専攻科（家政専攻）を（生活専攻）に名称変更
平成 11(1999)年 4 月	生活学科 2 専攻（生活教養専攻・生活造形専攻）を廃止、生活学科に統合
平成 14(2002)年 4 月	音楽科 2 専攻（声楽専攻・器楽専攻）を廃止、音楽科に統合
平成 15(2003)年 4 月	生活学科・秘書科をビジネス学科に、文科を文化コミュニケーション学科に改組・再編、保育学科を新設
平成 18(2006)年 4 月	専攻科（生活専攻）を廃止 専攻科（英語英文専攻・国語国文専攻）を廃止、 専攻科（文化コミュニケーション専攻）を設置
平成 25(2013)年 4 月	ビジネス学科学生募集停止
平成 26(2014)年 4 月	ビジネス学科廃止
平成 28(2016)年 4 月	野方幼稚園を福岡女子短期大学附属野方幼稚園に名称変更
平成 30(2018)年 4 月	食物栄養科を健康栄養学科に、文化コミュニケーション学科を文化教養学科に、保育学科を子ども学科に名称変更

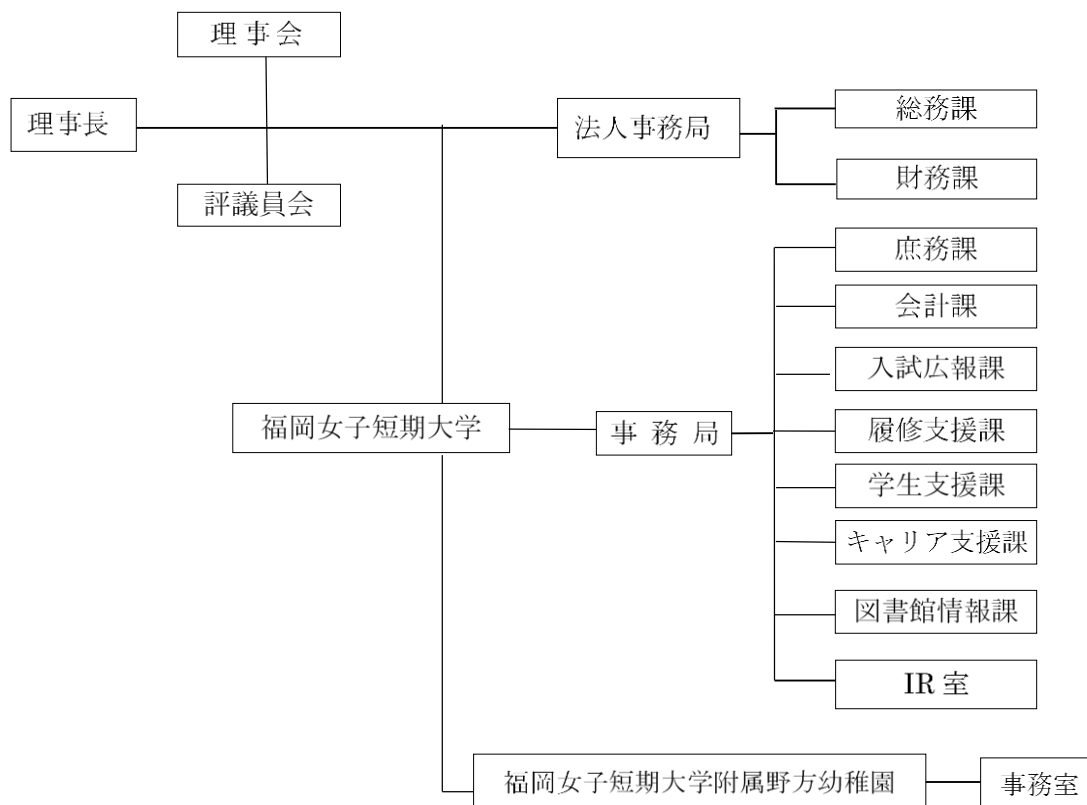
## (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
福岡女子短期大学	太宰府市五条四丁目 16 番 1 号	240 人	480 人	266 人
福岡女子短期大学 附属野方幼稚園	福岡市西区壱岐団地 75 番 1 号	35 人	245 人	98 人

## (3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 4（2022）年 5 月 1 日現在



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

太宰府市の平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度の人口動態の推移をみると、人口は減少傾向を示している。社会移動の状況を見ると、各年とも転入が転出を上回っている。また、自然移動状況についてみると、出生数が減少傾向となっているとともに、死亡数を出生数が上回って推移している。

年次	総人口	増加人口総数	自然増			社会増			その他
			出生	死亡	差引	転入	転出	差引	
平成 29 年	71,915	60	706	635	71	3,846	3,824	22	△33
平成 30 年	71,877	△38	622	663	△41	3,767	3,756	11	△8
平成 31 年	71,790	△87	580	674	△94	3,784	3,764	20	△13
令和 2 年	71,958	168	590	686	△96	3,929	3,661	268	△4
令和 3 年	71,922	△36	552	646	△94	3,547	3,486	61	△3

福岡県住民基本台帳より

(令和 3 月 1 月 1 日現在)

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
福岡	88	47.3	76	49.7	75	50.0	84	56.4	72	55.0
佐賀	7	3.8	5	3.3	5	3.3	4	2.7	5	3.8
長崎	13	7.0	14	9.1	17	11.3	11	7.4	12	9.2
熊本	15	8.1	14	9.1	6	4.0	11	7.4	10	7.6
大分	13	7.0	4	2.6	6	4.0	7	4.7	7	5.3
宮崎	12	6.4	7	4.6	7	4.7	4	2.7	4	3.1
鹿児島	13	7.0	11	7.2	13	8.7	12	8.0	10	7.6
沖縄	9	4.8	6	3.9	3	2.0	4	2.7	1	0.8
山口	7	3.8	5	3.3	3	2.0	3	2.0	5	3.8
その他	9	4.8	11	7.2	15	10.0	9	6.0	5	3.8
計	186	100.0	153	100.0	150	100.0	149	100.0	131	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

太宰府市は、歴史・文化的遺産に恵まれ、豊かな自然が残されている。また、福岡都市圏における住宅・文教都市及び観光・レクリエーション地域として発展し、九州国立博物館や太宰府天満宮などに多くの人々が訪れている。

太宰府市は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像とし、まちづくりを行政だけで行うのではなく、市民、自治会、NPO・ボランティア団体、学校、事業者などの多様な主体と地域課題について協力して解決するという考えと、市内に点在する歴史・文化遺産などの地域資源を活かし、文化の振興や生涯学習の推進、自然環境の保全や景観づくりなどによりまちづくりを進めていくという考えを表明している。具体的には、

- ①健やかでやすらぎのある福祉のまちづくり
- ②安全で安心して暮らせるまちづくり
- ③豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり
- ④人と自然が共生する環境に優しいまちづくり
- ⑤魅力的な生活空間が整い産業が活気づくまちづくり
- ⑥歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり
- ⑦市民とともに考えとともに創るまちづくり

という7つの柱を目標としており、本学は地域の高等教育機関として、太宰府市の目標の一つひとつにコミットしている。

(第五次太宰府市総合計画令和2年2月版より引用)

#### ■ 地域社会の産業の状況

福岡県中部にある太宰府市は、福岡市の南東約16キロメートルに位置し、北に四王寺山、東に宝満山があり、市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して市街地を通り、途中鷺田川、大佐野川と合流し、末は博多湾に注いでいる。市域の6割を森林や農耕地、環境緑地などが占めており、緑豊かな都市である。約1300年の昔、古代「大宰府」政庁が置かれた地として、また、学問の神様菅原道真公を祀った太宰府天満宮が鎮座する所として著名であり、往年の歴史が市内至る所に散在する歴史と観光の都市で、平成17(2005)年には太宰府天満宮近くに九州国立博物館が開館した。年間約1,000万人の観光客が訪れている。

太宰府市は福岡市から30分の近距離のため住宅都市としても発展しており、現在の人口約72,000人、「史跡と緑にめぐまれた福岡都市圏の住宅都市」であると同時に、市内には高等学校(4校)・大学(3校)・短期大学(2校)・専門学校(1校)が立地している。

近代の太宰府は都市近郊の農村であるとともに、博多織などの伝統産業の工場の立地も見られた。一方で、太宰府天満宮門前での小売業や観光産業始めとした第三次産業(78.1%)が発展するにつれて、第一次産業(0.8%)・第二次産業(16.8%)の占める割合は極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっている。

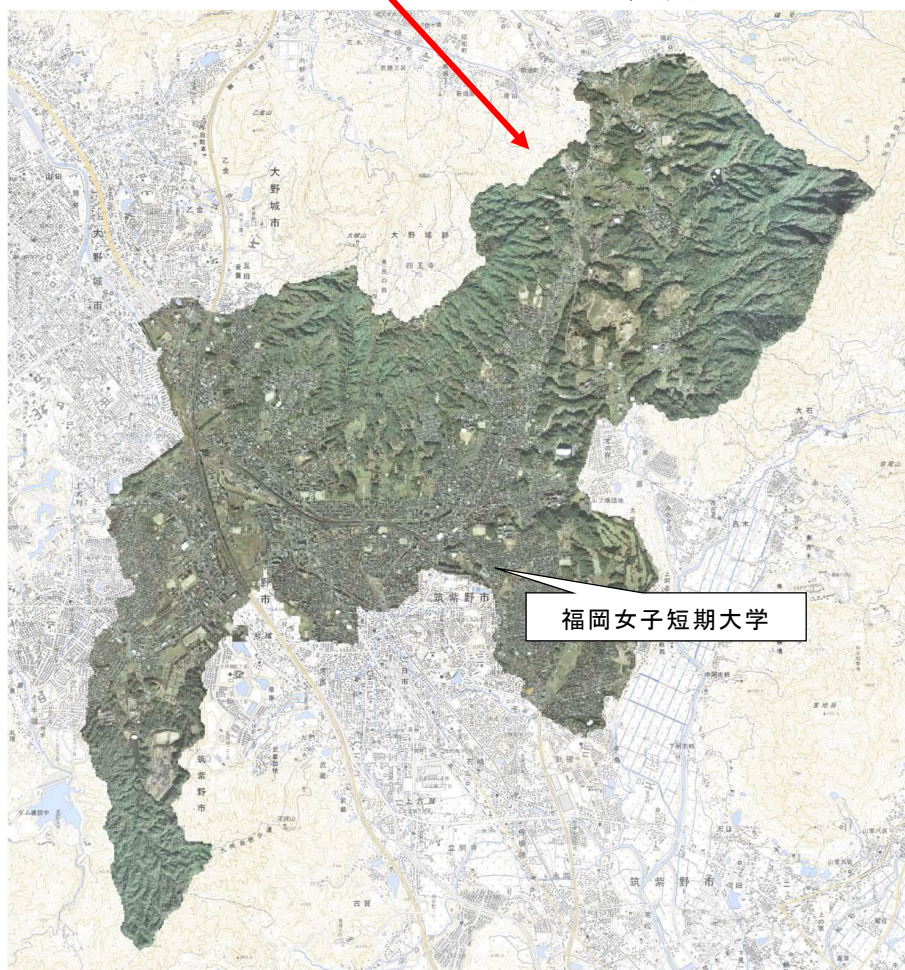


■ 短期大学所在の市区町村の全体図

<福岡県>



<太宰府市>



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源] ○ 余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門の帰属収支が 3 か年支出超過であり、財務体質の改善が望まれる。
(b) 対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生数増のために 3 学科 (音楽科除く) の名称変更、カリキュラム変更等により各学科の特色を明確にし、ホームページ及び SNS 等でアピールをしている。</li> <li>・ オープンキャンパスの開催回数の増加を行った。</li> <li>・ 教育環境充実のために施設・設備の改修工事等を行った。</li> <li>・ 人件費及び諸経費の削減を行っている。</li> </ul>
(c) 成果
学生数増加への取り組みを行ってきたが、収入の基となる学生数の増加には繋がっていない状況であり、人件費及び諸経費については削減により改善傾向が見られるものの、収支の改善には繋がっていない。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

研究活動に関する不正防止等を図り、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。このことについては、以下のとおり規程を整備している。

- ① 研究活動における不正行為の防止に関する基本方針
- ② 福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規則
- ③ 福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止調査委員会規則

- ④ 福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則
- ⑤ 福岡女子短期大学公的研究費等に関する不正防止計画
- ⑥ 福岡女子短期大学における公益通報に関する規則
- ⑦ 研究活動における不正行為に係る相談・通報窓口について

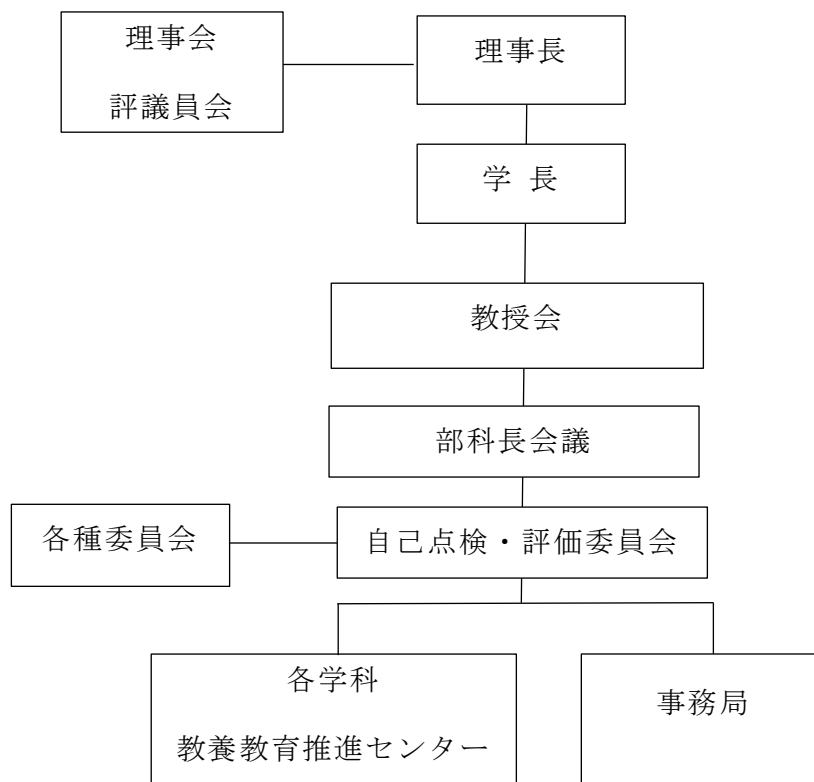
## 2. 自己点検・評価の組織と活動

### ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、「福岡女子短期大学自己点検・評価実施規則」に基づき、福岡女子短期大学自己点検・評価委員会を組織している。構成員は、学長、教務部長、学生部長、学科長、教養教育推進センター長、図書館長、事務局長、ALO及び事務局から推薦された者若干名であり、委員長は学長をもって充てられる。

令和3（2021）年度の自己点検・評価報告書の作成にあたって、本学における自己点検・評価委員会は学長をリーダーとし、自己点検・評価を行った。自己点検・評価委員会の構成員は学長のほか、教務部長、学生部長、学科長、教養教育推進センター長、図書館長、事務局長、ALO、ALO補佐、事務局次長、入試広報課課長補佐、履修支援課係長、庶務課主任である。

### ■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

令和4（2022）年度の認証評価に向けて、次のように取り組んできた。

平成30（2018）年度は、自己点検・評価委員会の委員長である学長のもと、第3評価期間の重点項目となった「内部質保証」を推進するため、FD・SD研修会を実施した。一般財団法人大学・短期大学基準協会の評価基準に基づき、基準Ⅰ～基準Ⅳの自己点検・評価を実施し、基準協会の様式を用いて自己点検・評価報告書を作成した。

令和元（2019）年度には、「成績評価」についてのFD・SD研修会を実施し、教務委員会及び部科長会議を中心にアセスメント・ポリシーを作成して教育の質保証を図る査定の仕組みの可視化を図った。また、教員は自己点検・評価のためのティーチング・ポートフォリオの作成を開始し、学科においては「内部質保証ルーブリック」を用いて自己点検・評価を実施した。

令和2（2020）年度には、アセスメント・ポリシーの具体的な評価方法等を示したアセスメント・チェックリストを完成させた。令和3（2021）年度から各組織・委員会等において、アセスメント・チェックリストに基づき評価を実施しているところである。

学生の学習成果については、前回認証評価時から実施している「学修チェックシート」を用いた学生による自己評価に加え、カリキュラム・マップ（学習成果と授業科目の対応表）と成績を紐付けして算出する「学修成果（DPの評価指標）ごとの成績」を令和3（2021）年度から全学科で導入したことにより、学習成果ごとの達成状況を量的に把握できる仕組みを作った。

自己点検・評価については、各学科及び各種委員会において、年度初めに前年度の課題に基づいて当該年度の目標・取組を作成し、年度終わりに報告と課題をまとめることにより、自己点検・評価及び改善に努めている。自己点検・評価委員会は、平成30（2018）年度以降毎年自己点検・評価報告書を作成し、教授会で報告して学内全体で情報共有し、自己点検・評価から抽出された課題の改善に努めている。

以上のように、自己点検・評価に関わる組織は適切に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

令和3（2021）年度	
6月16日	自己点検・評価委員会にて 2020年度自己点検・評価報告書の最終確認 令和4年度認証評価受審に向けてのスケジュール確認
6月23日	定例教授会にて 2020年度自己点検・評価報告書の完成とWeb公開を報告
7月21日	部科長会議にて 2020年度自己点検・評価（学科報告書）の確認 令和4年度認証評価の申込みを行ったことを報告
7月28日	定例教授会にて 令和4年度認証評価申込完了の報告 2021年度自己点検・評価報告書（認証評価用）作成の協力依頼
8月27日	令和4年度短期大学認証評価ALO対象説明会 本学からの出席者：ALO、教務部長、文化教養学科長

9月15日	自己点検・評価委員会にて ALO対象説明会報告 令和4年度認証評価受審に向けてのスケジュール、作業内容を確認
9月22日	FD・SD研修会（講師：ALO） ALO対象説明会報告 前年度報告書様式との変更点、内部質保証を中心に研修を行った。
10月～11月	学長、ALO、ALO補佐による打ち合わせ 自己点検・評価報告書執筆担当者の調整、スケジュール調整、自己点検・評価報告書サイト（学内用）の準備
12月22日	定例教授会にて ・執筆担当者に報告書の執筆を依頼 ・教員個人調書、教育研究業績書作成の依頼
2月22日	定例教授会にて 自己点検・評価報告書執筆担当者へ学内システムへの提出依頼
2月末～	ALO及びALO補佐による学内サイトに提出された原稿のチェック
3月7日	定例教授会にて 執筆担当者以外による自己点検・評価報告書チェックの依頼
3月	ALO及びALO補佐による自己点検・評価報告書のチェック確認
令和4（2022）年度	
4月	学長、ALO、ALO補佐による打ち合わせ 自己点検・評価報告書再チェック分担者の調整
4月27日	定例教授会にて 自己点検・評価報告書再チェック分担者への依頼
5月11日	学長、教務部長、各学科長、教養教育推進センター長による打ち合わせ 自己点検・評価報告書の用語、学科記述内容及び基準Ⅱの課題の確認
5月18日	自己点検・評価委員会にて 訪問調査日程調整について 自己点検・評価報告書の各基準の課題、改善状況・改善計画の確認
5月25日	自己点検・評価委員会にて 訪問調査候補日の調整 学科記述内容の確認
6月1日	自己点検・評価委員会にて 調査方法（オンライン）及び評価チームについて報告 根拠資料の確認
6月8日	自己点検・評価委員会にて 自己点検・評価報告書の内容と根拠資料の確認
6月15日	自己点検・評価委員会にて 自己点検・評価報告書の最終確認
6月22日	定例教授会にて 令和4年度自己点検・評価報告書の承認
6月24日	理事会にて 令和4年度自己点検・評価報告書の承認

**【基準 I 建学の精神と教育の効果】****[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>****○提出資料**

- 提出資料 1 『2021 年度（令和 3 年度）学生便覧』
- 提出資料 2 『大学案内 2022』
- 提出資料 3 『大学案内 2023』
- 提出資料 4 Web サイト「建学の精神」  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/spirits.html>

**○備付資料**

- 備付資料 1 『福岡女子短期大学開学 50 周年記念誌』
- 備付資料 2 太宰府市との協定書
- 備付資料 3 太宰府キャンパスネットワーク会議会則
- 備付資料 4 太宰府市社会福祉協議会との協定書
- 備付資料 5 太宰府市教育委員会との協定書
- 備付資料 6 筑紫女学園大学からの科目等履修生受入れについて
- 備付資料 7 公開講座資料
- 備付資料 8 科目等履修生一覧
- 備付資料 9 リカレント教育の資料
- 備付資料 10 教員免許状更新講習資料
- 備付資料 11 出張講座一覧
- 備付資料 12 音楽科コンサート情報  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/course/music10.html>
- 備付資料 13 「未利用魚」の有効活用に関する資料

**[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**<区分 基準 I -A-1 の現状>**

福岡女子短期大学の建学の精神は、「強く、正しく、優しく」である。九州学園の理事長であり、初代学長である釜瀬富士雄が、地域社会の教育・文化の育成に寄与する女子高等教育機関として、昭和 41（1966）年に本学を開学した。九州学園の校訓、「強く、正しく、優しく」が、本学の建学の精神である。本学では建学の精神「強く、正し

く、優しく」のもとに、「知識・情操・意志（知・情・意）」がバランスよく整った女性の輩出を目指し、女性の可能性を伸ばす教育を行っている。建学の精神を受け継ぐ現在の教育理念は、次のとおりである。

- ① 「自ら行動する有能な社会人としての女性」の育成
- ② 「専門の知識・技術をしっかり身に付け、その才を自ら伸ばす努力をする女性」の育成

建学の精神「強く、正しく、優しく」を踏まえて、学則第1条に、「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、高い教養と専門的知識、技能を授け、真理と正義による人格教育を基盤とし、個人の尊厳性を知り、勤労精神を重んじ、責任観念の強い健全な社会人を育成することを目的とする。」と定めている。「高い教養と専門的知識、技能」は建学の精神における「強く」に対応し、「真理と正義による人格教育」は「正しく」に表現されるような人格の完成を求める。また、「個人の尊厳性を知り、勤労精神を重んじ、責任観念の強い健全な社会人」とは、他者に「優しく」接することのできる成人を示している。学則第1条は、教育基本法の「教育の目的」及び「教育の目標」に示されている内容とも整合性のあるものと考えている。よって、本学の建学の精神は、教育基本法の「教育の目的」及び「教育の目標」を具現化する内容と考えられ、公共性を有するものといえる。教育基本法及び私立学校法に示されている「公の性質」が学校に求められていることは、常に意識し、確認している。

建学の精神は、『学生便覧』（提出-1）、『大学案内』（提出-2～3）及び本学 Web サイト（提出-4）に示し、学内外に公表している。『大学案内』では、高校生・保護者・高校に対して本学の建学の精神を明確に伝えるよう努めている。「入学式」及び「学位記授与式」では学長「告辞」に建学の精神の内容を示し、入学生に対しては本学での学びや学生生活を送る意義についての意識を高め、卒業生に対しては社会人・職業人として本学で学んだ教育を強く意識してもらうよう、伝達している。このように、在学生、卒業生、高校生、保護者、さらに広く外部に対して本学の建学の精神に関する情報を公表している。

教職員は、4月1日に実施される新任教職員を含めた教職員研修会において建学の精神を確認している。本学は平成28（2016）年に開学50周年を迎えたが、この時に開学期の教育に関して、初代学長釜瀬富士雄と初代学監林禎二郎両氏の教育観等について資料を基に記念誌を作成した。記念誌には建学の精神及び教育理念の詳細な説明が記されているため、教職員が自由に閲覧できるよう、図書館及び事務局に設置している（備付-1）。学生に対しては、「入学式」における学長「告辞」で建学の精神を伝えることにより、入学時から建学の精神の学内での共有を図っている。

建学の精神は、全学科共通科目である「社会人入門」の時間を利用して学生に定期的に認識させている。教職員は、1年間の取組みを総括する「自己点検・評価報告書」を作成することにより建学の精神を再確認している。「自己点検・評価報告書」の作成には全教職員が関わっているため、各自が建学の精神に基づいた教育と指導を行っているかを点検・確認している。また、『学生便覧』及び『大学案内』の印刷物発行時に建学の精神を学内で確認し、オープンキャンパスにおける説明にも組み込むことにより、学内外への発信に努めている。



**[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

**<区分 基準 I-A-2 の現状>**

本学では、地域貢献活動を重視しており、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等については、本学が設置する 4 学科の特性を活かして実施している。

令和 3（2021）年度の公開講座は、表 I-A-2-①のとおりである。年度当初から、新型コロナウイルス感染症の影響から実施が懸念されたため、コロナ禍前より少ない講座を予定していた。例年実施してきた音楽科の「秋桜コンサート」や健康栄養学科の「管理栄養士国家試験対策講座」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。公開講座では、講座ごとにアンケート調査を実施することにより、地域のニーズを講座に反映することにも努めている（備付-7）。

表 I-A-2-① 令和 3（2021）年度福岡女子短期大学公開講座

講座名	期日	担当者	受講者数
子育てわくわく講座 (オンライン)	5月29日(土)	子ども学科 准教授 三原詔子	21名
子育てわくわく講座 (オンライン)	6月19日(土)	子ども学科 准教授 三原詔子	4名
子育てわくわく講座 (オンライン)	7月3日(土)	子ども学科 准教授 三原詔子	中止
子育てわくわく講座 赤ちゃんと遊ぼう♪	10月16日(土)	子ども学科 准教授 三原詔子	13名
子育てわくわく講座 赤ちゃんと遊ぼう♪	11月20日(土)	子ども学科 准教授 三原詔子	9名
子育てわくわく講座 赤ちゃんと遊ぼう♪	12月4日(土)	子ども学科 准教授 三原詔子	20名
管理栄養士国家試験対策講座	8月～1月	健康栄養学科	中止
秋桜コンサート	10月17日(日)	音楽科	中止
素晴らしい発酵食品の世界 ～味噌の魅力を知ろう～	1月18日(火)	健康栄養学科 教授 岡本啓湖	中止
参加者計			67名

正課授業の開放においては、福岡女子短期大学科目等履修生規則により、社会人等が正規授業科目を履修し、単位を修得できる制度を設けており、毎年履修生の受入れを行っている。令和3(2021)年度は、6名の科目等履修生を受け入れた。(備付-8)

リカレント教育については、各学科が毎年実施している。令和3(2021)年度のリカレント研修会は、表I-A-2-②のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4学科いずれもZoom等による遠隔方式で実施した(備付-9)。その他、表I-A-2-③のとおり、卒業生と一般を対象とした教員免許状更新講習を企画したが、12月の講習は最少催行人数に達しなかったため、3月の講習は福岡県外のまん延防止等重点措置適用地域からの申込者1名のみだったため、中止とした(備付-10)。

表I-A-2-② 令和3(2021)年度福岡女子短期大学リカレント研修会

学科	期日	内容
健康栄養学科	3月7日(月)	在学生と卒業生の集い
音楽科	3月	ピアノ公開レッスン「ソナチネ・ソナタ」 ～演奏・分析の手引きと指導法～ オンライン限定公開
文化教養学科	3月7日(月)	図書館基礎講座と情報交換
子ども学科	3月6日(日)	保育者のための心とカラダを整えるマインドフルネス講座

表I-A-2-③ 令和3(2021)年度福岡女子短期大学免許状更新講習

講座名	期日	内容	受講者数
教員免許状更新講習	12月25日(土) ～12月27日(月)	・教育・保育の最近事情 ・家庭における子育て支援と連携 ・保育内容「言葉」の指導法	中止
教員免許状更新講習	3月12日(土)	・保護者理解と教育相談の進め方	中止

地域・社会の地方公共団体との連携としては、地元である太宰府市と、平成27(2015)年に「太宰府市と福岡女子短期大学との連携に関する協定書」を取り交わし、包括的な連携のもと、文化、教育及び学術の分野等で地域社会の発展と人材育成に努めている(備付-2)。太宰府市に設置する大学及び短期大学5校と太宰府市は、平成10(1998)年度から、太宰府市キャンパスネットワーク会議を組織し、学校間、学生間の交流を図るとともに、地域に向けて、教育、学術の情報提供や生涯学習の機会提供を行ってきた(備付-3)。この取り組みを発展的なものとするため、前述の協定を締結した。地域への情報提供は、本学Webサイトはもとより、自治体の広報誌への掲載や専用パンフレットを作成するなど、自治体の協力を得て行っている。また、自治体が管理する地域人

材バンクに本学教員の登録を行い、出張講座の講師を務めるなど専門分野での貢献を行っている。令和3(2021)年度は、「子育て・教育・保育に生かせる子どもの脳のおはなし」の講師依頼があり、子ども学科教員が出張講座を実施した(備付-11)。

太宰府市以外にも、太宰府市社会福祉協議会、太宰府市教育委員会及び九州国立博物館と連携している。

太宰府市社会福祉協議会とは、令和元(2019)年8月21日に包括協定を締結し、協議会からの依頼を受けて、本学学生と教員が、同協議会管轄の施設に出向いてボランティア活動を行ったり、同協議会の主催事業にボランティアスタッフとして関わったりしてきた(備付-4)。令和3(2021)年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、メール等によるリモート対応になった。

太宰府市教育委員会とは、平成30(2018)年度から連携を始め、令和2(2020)年3月2日に包括協定を締結した(備付-5)。中学校における放課後学習支援、合唱コンクールへの音楽科教員の派遣、中学生の職場体験学習の受入れ、さらに、太宰府市民図書館での図書館実習等多方面での交流を深め、地域貢献を行っている。令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学生の職場体験学習の受入れは中止となり、太宰府中学校における放課後学習支援、太宰府中学校合唱コンクールへの音楽科教員の派遣及び太宰府市民図書館での図書館実習のみを実施した。

九州国立博物館においては、音楽科による「きゅーはくカフェコンサート」を開催している。例年は年間7~8回開催しているが、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため7月と12月の2回のみと例年より少ない実施回数となった(備付-12)。

教育機関との連携としては、「筑紫女学園大学からの司書講習科目受講のための科目等履修生受入れについて」に基づき、同じ太宰府市にある筑紫女学園大学から司書資格の取得を希望する学生を受け入れている(備付-6)。令和3(2021)年度は、6名の学生を受け入れた。

協定を締結していない団体等から依頼された場合には、教職員及び学生がボランティアとして活動し、地域・社会に貢献している。地元である太宰府市の「太宰府市民政庁まつり」や太宰府天満宮主催の「夏の天神祭り」等においては、例年教職員及び学生がボランティアとして活動していたが、令和3(2021)年度は、コロナ禍により、これらの行事は中止となった。

健康栄養学科においては、令和3(2021)年度から福岡県農業大学校及び長崎県五島市との協力によるレシピ開発に取り組んでいる。福岡県農業大学校から提供された野菜を使用したレシピを開発し、福岡県農業大学校の教員・学生を招いての試食会を経て、福岡県農業大学校が育てた野菜の販売時に学生が考案した野菜レシピの発表・提供を行った。長崎県五島市とは、食べられるのに廃棄されてしまう「未利用魚」の有効活用をするため、レシピ開発に関わっている(備付-13)。

**<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>**

地域・社会貢献活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため多くの取り組みが中止になり、活動が制限されている状況である。今後は、With コロナにあわせた、地域・社会貢献活動方法の検討が必要である。

**<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>**

開学 50 周年記念事業の一環として、平成 30（2018）年に本学初代学長釜瀬富士雄及び初代学監林禎二郎両氏のレリーフ並びに建学の精神を示したプレートを 1 号館の玄関横に設置している。学生が最もよく利用する 1 号館玄関に設置されたことで、日常的に本学の建学の精神に触れる機会となっている。

## [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

- 提出資料 1 『2021 年度（令和 3 年度）学生便覧』  
 提出資料 2 『大学案内 2022』  
 提出資料 3 『大学案内 2023』  
 提出資料 5 福岡女子短期大学学則  
 提出資料 6 Web サイト「情報公開」  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/info.html>  
 提出資料 7 『2021（令和 3）年度学生募集要項』  
 提出資料 8 『2022（令和 4）年度学生募集要項』  
 提出資料 9 『2021 年度講義要項』  
 （Web 版）[http://midori-system.jp/fwjc\\_syllabus2021/](http://midori-system.jp/fwjc_syllabus2021/)

## ○備付資料

- 備付資料 14 2021 年度就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート結果  
 備付資料 15 アセスメント・ポリシー  
 備付資料 16 アセスメント・チェックリスト  
 備付資料 17 2022 年度入学までの学習課題

## [区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

## &lt;区分 基準 I -B-1 の現状&gt;

本学は、建学の精神「強く、正しく、優しく」に基づき、学則第 1 条に、「本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、高い教養と専門的知識、技能を授け、真理と正義による人格教育を基盤とし、個人の尊厳性を知り、勤労の精神を重んじ、責任観念の強い健全な社会人を育成することを目的とする。」と教育目的を確立している（提出・5）。これに基づいて、4 つの学科の教育目的を表 I -B-1 のとおり定めている。

表 I-B-1 学科の教育目的

学科	教育目的
健康栄養学科	社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識・技能・態度を身に付けさせ、食と健康の分野で幅広く活躍できる人材の育成を目指す。
音楽科	音楽の理論と実技の基本を常に大事にし、生涯にわたり、音楽に対して向上心を持ち続けることができる人材の育成を目指す。
文化教養学科	日本語日本文学、日本文化、実用英語、情報処理をはじめとする幅広い学びを通して、人間性豊かで、より良い人間関係を構築し、社会生活で主体的、積極的に行動できる人材の育成を目指す。
子ども学科	保育を実践するものとしての知識と技術を習得し、将来にわたって自分の保育の質を自ら高めることができる人材の育成を目指す。

本学の教育目的及び学科の教育目的は、本学 Web サイトを通じて学内外に公表している（提出-6）。本学の教育目的を明記した学則は、本学 Web サイトに全文を掲載し、誰でも確認できるようにしている。

学科の人材育成が地域・社会の要請に込えているかについては、卒業生全員の就職先に対して全学ディプロマ・ポリシーに基づいた評価アンケート（就職先調査）を行うことにより、定期的な点検と確認を行っている（備付-14）。本アンケートでは、ディプロマ・ポリシーにより得られる学習成果を 19 項目の能力に分類し、「求められる資質能力」、「卒業生の資質や能力の現在値」及び「採用時の重視点」を調査している。アンケートの回答は学科ごとに集計・分析し、その結果を教授会で全員が共有し、学科会議において学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか点検を実施している。

#### [区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は、建学の精神に基づく教育理念から導き出された学位授与の方針に示された力とし、次のとおり定めている。

1. 教養豊かで物事を多角的な視点で捉え、様々な問題に対して論理的に考え、状況に応じた判断を下すことができる。
2. 社会生活において遭遇する諸問題に適切に対処することができる。
3. 自立した社会の一員として果たすべき責任を自覚している。
4. 自らを律することができ、他者と共同で作業する力を身に付けている。
5. 各学科の専門性に合わせた専門力量を修得し、社会の変化とニーズに対応し、主体的に活躍できる。

各学科においては、学科の教育目的に基づき、4つの観点で整理された各学科のディプロマ・ポリシーを達成するための評価指標を学習成果としている。

学習成果は、『学生便覧』及び本学 Web サイトに掲載し、学内外に公表している（提出-1、6）。各学科の学習成果は、授業科目との対応関係を明瞭にするために、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとあわせてカリキュラム・マップ（学習成果と授業科目の対応表）としてまとめ、『学生便覧』に掲載している（提出-1：pp.6～13）。新入生には、『学生便覧』を配付し、新入生オリエンテーションにおいてカリキュラム・マップを説明することにより、学生が学習成果を意識して学習に取り組むようにしている。

学習成果の定期的な点検は、学校教育法の短期大学の規定に照らし、教務委員会及び部科長会議において実施している。各学科の学習成果は、学科で点検し、見直しを行う場合は、さらに教務委員会で点検し、見直している。学習成果に基づく教育の成果の評価は、機関レベル（短期大学）、教育課程レベル（学科）、科目レベル（授業・科目）の3段階で学習成果を具体的に査定する方針を定めたアセスメント・ポリシーに基づいて行う（備付-15）。令和2（2020）年度には、アセスメント・ポリシーの具体的な評価方法等を示したアセスメント・チェックリストを作成した（備付-16）。アセスメント・チェックリストの見直しは、教務委員会を中心に行っている。各学科では、アセスメント・ポリシーに基づいて学生の学習成果を点検している。

**〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I -B-3 の現状>**

本学では、建学の精神のもとに、「知識・情操・意志（知・情・意）」がバランスよく整った女性の輩出を目指している。そのため、教育理念から導き出された4つの観点【知識・理解】【思考・判断】【興味・意欲・態度】【技能・表現】を基に、ディプロマ・

ポリシーを策定し、このディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシー、さらに求める学生像を示したアドミッション・ポリシーの三つの方針を一体的に定めている。

三つの方針は、平成 25（2013）年度に本学活性化プロジェクト会議で検討され、教授会で審議、承認されて策定された。その後、三つの方針は、定期的に学科会議、教務委員会、入学試験委員会及び部科長会議等で組織的議論と見直しがなされている。令和 3（2021）年度以降の三つの方針は、音楽科と文化教養学科のカリキュラム変更による見直しを行い、令和 2（2020）年 11 月の教授会で承認を得たものである。

教職員は、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。高校生等の入学候補者に対しては、本学の教育目的及び教育内容を基にアドミッション・ポリシーを周知し、本学への入学予定者に対しては、学科別にアドミッション・ポリシーに則した入学前教育を実施し、入学後の大学教育にスムーズに移行できるようにしている（備付-17）。入学後のオリエンテーションでは、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目及び内容を説明するとともに到達目標としてディプロマ・ポリシーを説明している。そのため、学生は、入学時からカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを意識して学習活動に取り組んでいる。また、教員は三つの方針に沿ってシラバスを作成し、授業を行っている。シラバスには、学生にわかりやすい言葉で、教育理念から導き出された 4 つの観点の到達目標及び成績評価方法等が掲載されている（提出-9）。

これらの三つの方針は、本学 Web サイト及び『学生便覧』で学内外に公表している（提出-1、6）。また、全学共通のディプロマ・ポリシーは、『大学案内』の教育理念と同じページに記している（提出-2～3）。アドミッション・ポリシーに関しては、『学生募集要項』表紙裏に記載している（提出-7～8）。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

今後も社会情勢によって学生に求められる力が変化すると考えられるため、その変化にあわせた学習成果の見直しを行い、三つの方針も同時に検討していく。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。



## [テーマ 基準 I -C 内部質保証]

### <根拠資料>

#### ○提出資料

- 提出資料 6 Web サイト「情報公開」  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/info.html>  
 提出資料 10 福岡女子短期大学自己点検・評価実施規則（規程集-66）

#### ○備付資料

- 備付資料 15 アセスメント・ポリシー  
 備付資料 16 アセスメント・チェックリスト  
 備付資料 18 2019 年度福岡女子短期大学自己点検・評価報告書  
 備付資料 19 2020 年度福岡女子短期大学自己点検・評価報告書  
 備付資料 20 2019 年度高校連絡会アンケート集計表  
 備付資料 21 2021 年度高校訪問報告書  
 備付資料 22 2021 年度実習先訪問報告書  
 備付資料 23 2021 年度授業改善計画書  
 備付資料 24 2021 年度ティーチング・ポートフォリオ  
 備付資料 25 アセスメント・チェックリストに基づく査定とフィードバックの流れ  
 備付資料 26 「学修成果の把握」に関する学科会議の議事録  
 備付資料 27 部科長会議議事録 [令和 3 (2021) 年度、10 月及び 11 月]  
 備付資料 28 2021 年度各学科・委員会報告  
 備付資料 29 福岡女子短期大学 機関別評価結果（平成 28 年 3 月）  
 備付資料 30 「学修成果（DP の評価指標）ごとの成績」  
 備付資料 31 2021 年度授業評価アンケート結果

### [区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、「福岡女子短期大学自己点検・評価実施規則」のもと、自己点検・評価活動を行うために学長をリーダーとする自己点検・評価委員会を組織しており、自己点

検・評価のための規程及び組織を整備している（提出-10）。自己点検・評価委員会は、学長、教務部長、学生部長、各学科長、教養教育推進センター長、図書館長、事務局長、ALO 及び事務局次長・各課職員等の教職員で構成されている。また、ALO には、ALO 補佐を配置している。

学科及び各種委員会においては、年度初めに目標と取り組み（計画）を作成し、これを基に活動を行い、学科長及び委員長が責任者となって定期的に行われる学科会議及び各種委員会で日常的に自己点検・評価を実施している。年度末には、「課題と取り組み報告書」を作成して教授会で報告している（備付-28）。さらに、学科では、学生一人ひとりの学習成果の獲得状況に関する情報をまとめて部科長会議で報告し、教職員専用の e ラーニングサイトに掲載して全学で情報を共有している。

自己点検・評価報告書については、平成 27（2015）年度の短期大学基準協会の第三者評価で適格と認められた後（備付-29）、平成 30（2018）年度からは単年度の自己点検・評価報告書を作成して、本学 Web サイトで公表している（提出-6、備付-18～19）。

全教員と事務局各課の課長等の責任者が出席する教授会においては、定期的に自己点検・評価委員会による自己点検・評価報告書の作成状況に関する報告がなされている。学科、各種委員会では、年度初めに作成した目標と取り組み（計画）に基づき、点検・評価すべき項目について審議している。学科では、さらに学科会議において学生の学習成果の獲得状況に関する情報共有を行うことにより、定期的に自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書の作成は、基準ごとに執筆・点検担当を決め、全教職員が担当することになっている。これらのことから、自己点検・評価活動には全教職員が関与している。

現在のところ、自己点検・評価委員会へ高等学校等の関係者に直接参加してもらうことは行っていない。令和 2（2020）年度以降はコロナ禍のため実施できなかったが、例年 5 月に開催する高校連絡会では、近隣の高校や在学生の出身高校の先生方から本学の教育について率直な意見をもらっている（備付-20）。また、教職員による高校訪問も、高等学校の意見を直接聴くことができる機会になっている（備付-21）。さらに、教員による実習先訪問においても、保育所、幼稚園、病院、各種学校及び福祉施設等で本学の教育内容についての意見を聴取している（備付-22）。これらの意見は、自己点検・評価の結果の検証を行うために活用している。

自己点検・評価活動によって明らかになった課題は、教授会等において教職員で共有し、改善・改革に活用している。各種アンケート実施方法の Web アンケート形式への変更、カリキュラム・ツリー（履修系統図）の作成と本学 Web サイトでの公表、成績評価の平準化への動き、アセスメント・ポリシー及びチェックリストの作成は、自己点検・評価活動で明らかになった課題について検討し、改善したものである。令和 3（2021）年度は、学習成果を量的に把握するため、カリキュラム・マップ（学習成果と授業科目の対応表）と成績を紐付けして算出する「学修成果（DP の評価指標）ごとの成績」を全学科で導入した（備付-30）。科目レベルでは、授業担当者が学期ごとに「授業評価アンケート」の結果を受けて「授業改善計画書」を作成し、さらに毎年ティーチング・ポートフォリオを作成することで、授業方法等の改善に活用している（備付-23～24）。

### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### <区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、平成 30（2018）年度に学習成果の評価の方針として、アセスメント・ポリシーを策定した（備付-15）。これは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針に基づいて定めたもので、科目レベル（授業・科目）、教育課程レベル（学科）、機関レベル（短期大学）の 3 つの段階で学習成果を査定する方針となっている。査定は、アセスメント・チェックリストにより実施する（備付-16）。アセスメント・チェックリストは、令和 2（2020）年度に完成し、令和 3（2021）年度から各組織・委員会等において、アセスメント・チェックリストに基づいて実施しているところである。

具体的な査定手法であるアセスメント・チェックリストの定期的な点検は、教務委員会において実施している。見直しが必要な場合は、教務委員会で改正チェックリストを作成し、部科長会議及び教授会における審議を経て改正することになる。

教育の向上・充実のため、科目レベル、教育課程レベル及び機関レベルで PDCA サイクルを活用している（備付-25）。

科目レベルでは、シラバスに示された到達目標の達成状況を、成績評価及び「授業評価アンケート」で査定している。また、教員は授業で実施する小テストや課題の提出等によって学生の到達度を計測しており、日常的に授業内容及び授業方法の改善を行っている。「授業評価アンケート」の集計結果は教員に示され（備付-31）、これを受けて教員は「授業改善計画書」を作成して次年度の授業を改善している（備付-23）。このような PDCA サイクルを活用して教育の質の向上に努めている。

教育課程レベルでは、学科の学習成果の達成状況を、単位取得状況、GPA（Grade Point Average）及び免許・資格取得状況等で査定している。各学科では、カリキュラム・マップ及び個人成績表を用いて学生の学習成果の達成状況を把握し、成績発表時及び学期初めのオリエンテーション時に学習成果の獲得に向けて学びの方向性を学生へ助言している。これを卒業時まで繰り返している。単位取得状況、GPA 及び免許・資格取得状況等から学習成果の獲得状況の点検を行うことにより、教育内容の検討・改善につなげる PDCA サイクルを実施している（備付-26）。

機関レベルでは、ディプロマ・ポリシーでもある学習成果の達成状況を、学位授与数、就職率、進路決定率、栄養士や保育士・幼稚園教諭等の免許・資格取得状況、専門領域への就職率等で査定している。部科長会議において全学的な学習成果の達成状況を分析し、次年度の改善案を議論している（備付-27）。その結果を教授会で報告するこ

とにより全教員が情報を共有し、教育の改善・向上のための PDCA サイクルを実施している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関連法令の変更、文部科学省及び厚生労働省の通達、官報等を適宜確認し、学則等の変更が必要な場合は速やかに対応することで、法令遵守に努めている。

#### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

短期大学基準協会の評価基準で求められている内部質保証における高等学校等の関係者からの意見聴取について、自己点検・評価委員会へ高等学校等の関係者に直接参加してもらうことは行っていないため、学外評価委員会の設置等学外者の意見を聴取できる体制の整備を検討する必要がある。

#### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の『平成 27 年度自己点検・評価報告書』においては、次のように記述した。

建学の精神に基づく学習成果の測定については、平成 26 年度に「評価指標」を導入し開始されたばかりである。建学の精神については各種の印刷物や本学 Web サイト、入学式をはじめとする各種行事等によって学内外に広く周知しているが、「評価指標」についてはそうではない。今後は授業による成績評価や社会からの評価に加えて、「評価指標」も学習成果の一つであることを学内外に広く伝えていきたい。また、その内容や体制についても平成 27 年度が終了した段階で見直しを行い、PDCA サイクルや査定の仕組みについても改善していきたい。

前回記述した行動計画の実施状況は、次のとおりである。

「建学の精神」については、入学式や各種行事等だけでなく、全学科共通科目である「社会人入門」の中でも周知されている。「社会人入門」では、1 年間に 2 回程度、学長が建学の精神に基づく本学の教育理念を基調とした講演を行っており、全学生がこ

れを受講している。また、開学 50 周年記念事業の一環として、平成 30（2018）年に本学初代学長釜瀬富士雄及び初代学監林禎二郎両氏のレリーフ並びに建学の精神を示したプレートが 1 号館の玄関横に設置された。このことによって、学生たちは日常的に建学の精神の文言に接することが可能となっている。

「評価指標」は、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいて設定されており、現在は学習成果として本学 Web サイトで公表している。また、学生に配付される『学生便覧』にも掲載しており、入学後のオリエンテーションにおいてディプロマ・ポリシーと学習成果について説明し、学生に学習成果を理解させている。学生は、学期ごとに学習成果に基づいた「学修チェックシート」で自己評価を行っている。令和元（2019）年度入学生からは「学修チェックシート」に教員のコメントを入れるように変更した。また、「学修チェックシート」について、令和元（2019）年度まで自己評価と次期の目標設定を同時に行っていたが、令和 2（2020）年度からは成績発表後に目標を設定させるなど実施時期を変更した。

自己点検・評価活動については、原則 2 年ごととしていた報告書の作成が平成 30（2018）年度まで滞っていたが、平成 30（2018）年度から毎年自己点検を行うよう変更し、自己点検・評価活動を改善した。また、アセスメント・ポリシーを策定し、学習成果を査定する方針を定めた。アセスメント・ポリシーに基づいて学習成果を評価し、教育内容の改善を行うという PDCA サイクルにより教育の質の向上に努めている。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回の自己点検・評価により明らかになった課題の中で、改善するものは、次のとおりである。

- 地域・社会貢献活動について、今後は With コロナにあわせた、地域・社会貢献活動方法を検討し、積極的な地域・社会貢献活動に努める。
- 今後も社会情勢によって学生に求められる力が変化すると考えられるため、その変化にあわせた学習成果の見直しを行い、三つの方針も同時に検討していく。
- 自己点検・評価委員会へ高等学校等の関係者に直接参加してもらうことは行っていないため、学外評価委員会の設置等学外者の意見を聴取できる体制の整備に努める。

**【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】****[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]****<根拠資料>****○提出資料**

- 提出資料 1 『2021 年度（令和 3 年度）学生便覧』
- 提出資料 2 『大学案内 2022』
- 提出資料 3 『大学案内 2023』
- 提出資料 5 福岡女子短期大学学則
- 提出資料 6 Web サイト「情報公開」  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/info.html>
- 提出資料 7 『2021（令和 3）年度学生募集要項』
- 提出資料 8 『2022（令和 4）年度学生募集要項』
- 提出資料 9 『2021 年度講義要項』  
（Web 版）[http://midori-system.jp/fwjc\\_syllabus2021/](http://midori-system.jp/fwjc_syllabus2021/)
- 提出資料 11 Web サイト「ディプロマ・ポリシー」  
[https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/diploma\\_policy.html](https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/diploma_policy.html)
- 提出資料 12 Web サイト「カリキュラム・ポリシー」  
[https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/curriculum\\_policy.html](https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/curriculum_policy.html)
- 提出資料 13 Web サイト「アドミッション・ポリシー」  
[https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/admission\\_policy.html](https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/admission_policy.html)

**○提出資料-規程集**

- 規程集 67 福岡女子短期大学学位規程
- 規程集 71 福岡女子短期大学単位認定規程

**○備付資料**

- 備付資料 12 音楽科コンサート情報  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/course/music10.html>
- 備付資料 14 2021 年度就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート結果
- 備付資料 15 アセスメント・ポリシー
- 備付資料 16 アセスメント・チェックリスト
- 備付資料 21 2021 年度高校訪問報告書
- 備付資料 26 「学修成果の把握」に関する学科会議の議事録
- 備付資料 30 「学修成果（DP の評価指標）ごとの成績」
- 備付資料 32 成績通知書
- 備付資料 33 「学修チェックシート」
- 備付資料 34 免許・資格取得状況

- 備付資料 35 学位授与者数
- 備付資料 36 進路等状況表及び進路決定先一覧(令和元(2019)年度～令和3(2021)年度)
- 備付資料 37 GPA 分布状況
- 備付資料 38 音楽科ループリック
- 備付資料 39 基礎力リサーチ
- 備付資料 40 「社会人入門」に関する資料
- 備付資料 41 「社会人入門」アンケート結果
- 備付資料 42 「太宰府地域学」に関する資料
- 備付資料 43 「音楽キャリア」に関する資料
- 備付資料 44 2022 年度司書採用試験対策講座(面接)案内
- 備付資料 45 栄養士実力認定試験結果
- 備付資料 46 非常勤講師懇談会に関する資料
- 備付資料 47 健康栄養学科会議議事録
- 備付資料 48 音楽科レッスンノート
- 備付資料 49 音楽科マラソンコンサート資料
- 備付資料 50 文化教養学科 2021 年度優秀論文賞の卒業論文
- 備付資料 51 2021 年度学生生活実態調査結果
- 備付資料 52 2021 年度卒業時アンケート調査結果
- 備付資料 53 2021 年度卒業生アンケート調査結果
- 備付資料 54 入学者入試区分・GPA 追跡調査
- 備付資料 55 「就職受け入れ先から見た卒業生の評価」に関する学科会議の議事録
- 備付資料 56 新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の卒業要件は、学則第 37 条に定められており、学則第 12 条の規定による修業年数以上在学して所定の単位数を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定している(提出・5)。学位授与に関しては、学則第 38 条及び福岡女子短期大学学位規程(提出・規程集 67)に規定されており、卒業した者に対して短期大学士の学位を授与している。各学科の卒業要件単位は、表Ⅱ-A-1-①のとおりである。

表Ⅱ-A-1-① 卒業要件単位数

		健康栄養学科	音楽科	文化教養学科	子ども学科
教養教育科目		16			
専門教育科目	必修	24	10	21	25
	選択	24	38	27	23
計		64	64	64	64

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、現在の教育理念から導き出された4つの観点（【知識・理解】【思考・判断】【興味・意欲・態度】【技能・表現】）ごとに、これに即した卒業までに獲得すべき能力を学習成果として定め、次のとおり策定している。

1. 教養豊かで物事を多角的な視点で捉え、様々な問題に対して論理的に考え、状況に応じた判断を下すことができる。
2. 社会生活において遭遇する諸問題に適切に対処することができる。
3. 自立した社会の一員として果たすべき責任を自覚している。
4. 自らを律することができ、他者と共同で作業する力を身に付けている。
5. 各学科の専門性に合わせた専門力量を修得し、社会の変化とニーズに対応し、主体的に活躍できる。

各学科においても、現在の教育理念から導き出された4つの観点ごとにディプロマ・ポリシーを定め、それらは学習成果に対応したものとなっている。各学科のディプロマ・ポリシーと学習成果については、『学生便覧』に掲載している（提出-1：pp. 6～13）。これら学位授与の方針は、『学生便覧』及び本学 Web サイトに掲載し、学内外に公表している（提出-6、11）。

成績評価は、福岡女子短期大学単位認定規程（提出-規程集 71）に定められた基準のとおり、S 100点～90点、A 89点～80点、B 79点～70点、C 69点～60点及びD 59点以下で行っている。C以上が合格、Dは不合格である（提出-1：pp. 55～58）。また、GPAによる成績評価を実施し、「成績通知書」にも記載している（備付-32）。

卒業要件をみだし、かつ所定の単位を修得することにより、免許・資格等を取得することができる。各学科で取得できる免許・資格等は、表Ⅱ-A-1-②のとおりであり、資格取得の要件は『学生便覧』に公表している（提出-1：pp. 64～80）。



表Ⅱ-A-1-② 取得可能な免許・資格

健康栄養学科	音楽科	文化教養学科	子ども学科
栄養士、栄養教諭 二種免許状、フー ドスペシャリス ト、健康管理士	中学校教諭二種 免許状(音楽)、音 楽療法士(2種)	司書、中学校教諭 二種免許状(国 語)、司書教諭、学 校司書、情報処理 士	保育士、幼稚園教 諭二種免許状、こ ども音楽療育士

本学学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシーにおいて「社会の一員として果たすべき責任を自覚している」など、職業人としての思考、判断、責任、他者との共同での作業ができる学生に学位を授与するとしており、社会的にも通用性があると考えます。また、学校教育法第104条第5項には、「短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする」とあり、国際的な通用性を有している。

ディプロマ・ポリシーは、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の評価を実施する過程で、学科会議、教務委員会及び部科長会議において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学では、三つの方針を一体的に定めており、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、本学 Web サイトで公表している（提出-12）。各学科のカリキュラム・ポリシーは、表Ⅱ-A-2 のとおりである。現在の教育理念から導き出された 4 つの観点（【知識・理解】【思考・判断】【興味・意欲・態度】【技能・表現】）ごとのディプロマ・ポリシーに対応している詳細なカリキュラム・ポリシーは、『学生便覧』に掲載している（提出-1：pp. 6～13）。

表Ⅱ-A-2 学科のカリキュラム・ポリシー

健康栄養学科	音楽科	文化教養学科	子ども学科
社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識と技能を修得し、仕事に携わる上での基礎（力）が身に付くよう、カリキュラムを編成している。	音楽の基本を学ぶことにより、各専門分野の理論と実技がバランスよく習得できるよう、カリキュラムを編成している。	国際的な視野を持ちつつ、日本の様々な文化についての理解を深め、社会に貢献するための知識と教養を身に付けるよう、カリキュラムを編成している。	保育に必要な原理、及び理念を学ぶとともに実践技術を習得できるように支援する。特に、「理論と実践技術と保育実践が結びつくことによって保育が成立すること」を学べるよう、カリキュラムを編成している。

学科の教育課程は、短期大学設置基準に則り編成しており、卒業要件単位一覧表、教養教育科目開講一覧、各学科の教育課程及び年次配分表並びに免許・資格取得については、『学生便覧』に掲載している（提出-1：pp.40～51、pp.64～80）。これらを科目群及び学期ごとに体系的に編成し、2年間で学習成果を得られることを、カリキュラム・ツリーとして明示している（提出-1：pp.16～25）。

学科は学習成果に対応した授業科目を編成しており、教育課程及び年次配分表には、科目名、開設単位数、時間数、開設単位の内訳（必修・選択・教職等の免許・資格名）、開講時期、備考、卒業要件単位及び内規を2ページ見開きにより詳しく明示している。これらは、カリキュラム・マップ（学習成果と授業科目の対応表）に、「学修成果（DPの評価指標）」に対応する科目一覧として掲載している（提出-1：pp. 6～13）。

単位については、学則第30条に、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」と規定されている。1単位は、授業の方法に応じ、講義については15時間、演習については15～30時間、実験・実習及び実技については30～45時間と定められている。また、単位の実質化を図るため、授業時間以外の事前事後学習を学生に課している。各科目のシラバスには、事前事後学習について

の内容と時間が明示されており、教室等での授業時間及び事前事後学習を合わせて、標準の45時間を確保するようにしている。また、福岡女子短期大学単位認定規程第2条に、「1の学期に履修できる科目は、教職課程等の免許科目を除き30単位を限度とする。」と規定し、学期において履修できる単位数の上限を定めている。ただし、GPA3.0以上の成績優秀者は、教職課程等の免許科目を除き、35単位を限度としている（提出-1：p.55）。

成績評価は、短期大学設置基準に則り、学習成果の獲得状況により、『学生便覧』に掲載した基準にしたがって適切に行っている（提出-1：pp.34～35）。その評価方法は、科目により異なっておりシラバスに詳細を掲載している。評価は、4つの領域（【知識・理解】、【思考・判断】、【興味・意欲・態度】、【技能・表現】）について、筆記試験、レポート、課題、実技及び受講状況・態度等を組み合わせて行っている。本学では、学生が到達目標にほぼ達成できたと判定された基準を「B」としている。

シラバスには、科目名、科目ナンバー、担当者名（実務経験名）、履修期、卒業単位、関連する免許・資格、授業概要、到達目標（【知識・理解】、【思考・判断】、【興味・意欲・態度】、【技能・表現】）、授業計画（授業内容、事前事後学習内容、時間）、成績評価方法、フィードバックの方法、教科書、参考書、アクティブ・ラーニング、ICT活用、メッセージ・備考及び関連科目を明示している。メッセージには、受講の際の注意点及び実務経験等が記載されている（提出-9）。

通信による教育は行っていない。

各学科の教育課程の見直しは、学生の学習状況、「学修チェックシート」及び各種アンケート調査結果等の情報を収集し、学科会議において行っている。特に、「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」は、卒業生が学習成果を獲得しているかを評価する資料として適しているため、アンケート結果の集計後に学科で分析を行っている（備付-14）。学科会議では、この分析結果及びカリキュラム・マップと成績を紐付けして算出した「学修成果（DPの評価指標）ごとの成績」を基に、教育課程の見直しを行っている（備付-30）。学科会議で議論した結果は、部科長会議で報告し、各学科の現状把握として学内限定で公表している（備付-26）。毎年開催される非常勤講師懇談会では、4学科合同の全体会において、本学の教育方針（建学の精神、教育理念、ディプロマ・ポリシー）を確認し、学科別懇談会において、学生の学習状況や授業の改善点等について情報収集と共有を行っている（備付-46）。令和3（2021）年度の非常勤講師懇談会は新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン会議システムであるZoomを使用して実施した。このように、教育課程は、関係法令等の改正及び社会状況による学生の変化等を勘案して、学科会議、教務委員会及び部科長会議で検討し、適宜見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学は、建学の精神のもとに、「知・情・意」がバランス良く整った女性の輩出を目指し、「全人教育」をその中核に据え女性の可能性を伸ばす教育を行っている。それは次の教育理念に示している（提出-1：p.2）。

1. 「自ら行動する有能な社会人としての女性」を育成する。
2. 「専門の知識・技術をしっかり身に付け、その才を自ら伸ばす努力をする女性」を育成する。

これらの点は、創立時の理念にも掲げられた、「知性と生活技術を身に付け、かつ女性固有の優雅さを兼ね備えた堅実、明朗、健全な全人教育を目標にする」を継承している。本学の教育課程は、短期大学設置基準、第4章「教育課程の編成方針」に則り、この理想の女性像に到達できるよう、深い教養を培うよう編成している。また、短期大学設置基準第5条第2項「教育課程の編成にあたっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」という方針に則り、教養教育科目として、基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、情報科目及び海外研修を編成している。

卒業要件として教養教育科目修得単位は、基礎教養科目より「社会人入門」、「キャリアプログラム」を含め11単位、外国語科目より2単位、情報科目より1単位、その他、教養教育科目の中より2単位、合計16単位の修得を定めている（提出-1：p.41）。専門教育との関連については、各学科の専門性を学ぶために必要な知識を身に付ける導入科目及び専門教育科目を行う上で必要な基礎的教養（ICT活用能力等のスキル）を身に付ける科目を配置している。専門性を学ぶための導入科目については、健康栄養学科では、「基礎化学」を食品関係及び栄養関係の化学的知識に必要な科目として開講している。文化教養学科では、「日本語と文化」、「日本の文学と文化」及び「中国文学」を、日本語日本文学分野の導入科目として開講している。また、「女性と家庭・社会生活」については、女性学の導入科目という位置付けとなっており、専門教育科目「日本女性論」につながる。音楽科では、「音楽に親しむ」を、クラシック音楽を始め様々なジャンルの音楽の魅力を理解するための導入科目としている。子ども学科では、「色と形で美を探る」を、物の見え方や色を感じるメカニズムを学び、色の組み合わせによる効果や簡単な立体表現を理解しながら、図画工作、造形表現等の専門教育科目の導入科目として開講している。以上のように、教養教育では、各学科の専門教育科目を学ぶための導入科目を配置しており、専門教育との関連は明らかである。なお、これら導入科目については他学科の学生も受講できるようになっている。ICT活用能力等のスキルについては、本学ではLMS（Learning Management System）であるMoodleを用いたeラーニングサイトFWJConLineを提供し、双方向型授業が可能な環境を整備している。本サイトにおいて科目ごとに、講義情報の提示、課題（提出とフィードバック）、小テスト及びアンケート等を実施することができる。本サイトは、すべての科

目で利用することができる。1年次前期に開講される全学科必修科目の「基礎情報科学演習1」では、コンピュータと情報通信ネットワークを適切に活用し、情報収集と情報発信スキルを身に付ける内容となっている。eラーニングサイトFWJConLineの上で、講義資料の確認、課題の提出（フィードバックコメントを確認し再提出）及び小テスト等を実施しながらICTを利活用した双方向型授業の基本を学ぶことができるようになっている。このスキルは本学におけるICT利活用の基盤であり、すべての科目に必要なスキルであることから、専門教育科目との関連は明らかである。また、この2年間においては、新型コロナウイルス感染症対策で遠隔授業を実施する必要があった。学生の教育機会を確保するために、本学教員はすべての科目においてeラーニングサイトFWJConLineを活用して講義を行った。本学教養教育の柱である「社会人入門」は、2年間必修教養講座として行っている。講座では、学科特別企画、学生プレゼンテーション大会、学科別学習成果発表会及び初年次教育等を行っているため、専門教育との関連が明確である（備付-40）。1年次に行う「太宰府地域学」では、太宰府の街へ出かけ、自分たちで問題を発見・解決するアクティブ・ラーニングを行っている。この講座では、プレゼンテーション力やグループ活動、コミュニケーション力、レポートやプレゼンテーション資料作成、マナーや一般常識等を修得する。専門教育の学びを深めるためにも重要であり、関連が明確である（提出-9）。

教養教育の効果は、成績と「学修チェックシート」により、測定・評価し改善に取り組んでいる（備付-33）。さらに、株式会社進研アドの「基礎力リサーチ」を1年に2回実施し、在学中に4回受験することによって、学生の基礎学力の向上について測定している（備付-39）。結果については、教員は全学生の傾向について株式会社進研アドの職員による情報提供を受け、「社会人入門」の時間にクラス・アドバイザーが学生に対して個別の指導を行っている。「社会人入門」では、毎回出席票に授業内容のまとめを書かせ、期末に最終課題を提出させている。また、「太宰府地域学」では、15回目に学習成果の発表をさせている。これらのことによって、教育効果を測定・評価し指導改善を進めている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図るため、学科、キャリア支援委員会及びキャリア支援課が連携して、自ら行動する有能な社会人になるための基礎力を培う職業教育を行っている。1年次には、全学科共通科目として「キャリア演習」及び「キャリアプログラム」を配置している（提出-9）。「キャリア演習」では、仕事に対

する捉え方及びビジネス実務に関する知識等を学習させている。「キャリアプログラム」は、卒業後のキャリア形成に必要な事柄を中心に構成しており、特に自己理解と仕事理解に重点をおいて講義を展開し、学生一人ひとりが主体的に仕事選択を行えるよう取り組んでいる。さらに、全学科共通科目「社会人入門」は、豊かな教養を身に付け、広い視野に立って主体的に判断できるすぐれた社会人・生活者になることを目的とした科目であり、この科目の中でも、就職への接続を図る講座として、“働くことの意義・理解”、“社会人としての責任、働く卒業生から学ぶ”等を実施している（提出-9）。これらを踏まえ教員は、キャリア支援課と連携し就職活動の支援を行っていることから、職業教育の実施体制が明確である。

「キャリア演習」では、提出されたレポート、課題のフィードバック及び筆記試験により教育の効果を測定・評価している。「キャリアプログラム」では、出席票に感想や質問等を書くように指導しており、学科キャリア支援委員が記入内容についてフィードバックを行い、疑問点を解決させることにより理解を深めさせている。期末試験では、15回の授業から関心のある事柄についてレポートを書かせ、各学科のキャリア支援委員が評価基準（①出席票の記述内容、②定期試験の記述内容と文章構成等）により教育の効果を測定・評価している。キャリア支援委員とキャリア支援課職員は情報共有を図り、学生の個別指導を行い、就職活動を支援している。「社会人入門」では、年度末に「社会人入門アンケート」を行っている（備付-41）。アンケート結果から得られた学生の意見も参考に、次年度の「社会人入門」のプログラム改善に取り組んでいる。

その他、職業教育の効果を測定・評価するため、「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」及び「卒業生アンケート」により、本学の職業教育の改善に取り組んでいる。「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」及び「卒業生アンケート」の回答は学科ごとに取りまとめ、その内容を各学科の学科会議で検証及び改善策の検討を行っている（備付-14、53）。これらは、部科長会議に報告され、次年度以降の教育方法、カリキュラム変更を活かしている（備付-55）。

各学科の職業教育については、次のとおりである。

#### <健康栄養学科>

健康栄養学科では、栄養士免許、栄養教諭二種免許状、（公）日本フードスペシャリスト協会が主催するフードスペシャリスト、日本成人病予防協会が主催する健康管理士及び文部科学省後援事業である家庭料理技能検定試験 3、2 級資格取得のカリキュラムを有しており、職業への接続を図る職業教育を実施している。当該資格の開講科目においては、管理栄養士免許を有し実務経験を持つ本学教員、高等教育機関に従事していた博士の学位を有する本学教員、医師や他大学の教員等の非常勤講師により、質の高い講義を提供している。栄養士に関する科目としては、栄養士法施行規則第 9 条別表第 1 に記載されている 6 種類の教育内容、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に関する講義及び実習を開講している（提出-1：p.71）。6 月には「学外実習 1」として各種事業所に 1 週間の実習を行っており、そのための準備や実習後の報告のための事前事後指導も実施している。授業以外の指導は、オフィスアワー、ゼミナール等の時間を活用し、教員がキャリア支援課と連携しながら職業教育を行っている。これらの科目の受講により、

令和 3 (2021) 年度は卒業生(就職希望者)の 88%が栄養士として就職した(備付-36)。

栄養士免許取得に必要な科目に加えて、さらに「ヘルスケアマネジメント」、「心の健康管理」、「生活環境と健康」、「生涯体育理論と実践 2」及び「身体を守る健康知識」を履修することにより健康管理士の受験資格を取得できる。また、同様に「フードスペシャリスト論」、「食品の官能評価・鑑別論」、「食料経済」及び「フードコーディネート論」の履修によりフードスペシャリスト受験資格の取得が可能である(提出-1 : p.72)。

#### <音楽科>

音楽の職業への接続を図るための実施体制として、専門的知識は「音楽史」、幅広い知識は教養教育「音楽に親しむ」において学ぶことができる。職業教育としては「音楽キャリア 1」、「音楽キャリア 2」及び「音楽キャリア 3」を実施している(備付-43)。平成 30 (2018) 年度から、企業(ヤマハ、カワイ)の音楽講師を外部講師として招き、生徒への指導法から音楽教室の運営に至るまでの具体的な仕事を知る講座として「音楽キャリア 1」、「音楽キャリア 2」を開講している。「音楽キャリア 1」では、カワイ音楽教室と連携しアクティブ・ラーニング授業を展開している。令和 3 (2021) 年度は、カワイ音楽教室主催「はじめての演奏会」の運営補助や見学を行った。「音楽キャリア 2」では、ヤマハ音楽教室と連携しアクティブ・ラーニング授業を展開している。ヤマハ音楽教室で使用されている教材の研究を通して、音楽指導者として活躍するために在学中に身に付けるべき課題の発見を行うことにより、音楽科専門科目との関連性を理解するとともに、自己理解、職業理解にも繋げられる内容で実施している。「音楽キャリア 3」では、地域社会におけるアウトリーチ音楽活動として、地域の医療福祉機関等に出向いてコンサートを行っている。地域社会のニーズ発見に基づくプログラムの検討からコンサート実施までのプロセスにおいて協働的な取り組みを行い、その体験から地域社会における音楽や文化芸術の役割と意義について検討している。また、音楽療法コースの学生に対しては、職業に結びつく県内の医療・福祉関係において実習を行わせており、職業教育の実施体制は明確である。

「音楽キャリア 1」では、15 回のまとめとして学生にプレゼンテーションをさせ、その内容について外部講師と担当教員で評価し、改善に取り組んでいる。「音楽キャリア 2」では、15 回のまとめとして「音楽指導者を目指す人が在学中に身に付けるべきこと」というテーマで学習成果発表を行っている。その内容について事前に提示された 5 つの観点から評価を行っている。「音楽キャリア 3」では、活動終了後に、当該機関に対して聞き取りを行い、実施内容及び方法の評価に役立てている。令和 2 (2020) 年度及び令和 3 (2021) 年度については、コロナ禍のためニーズ把握に基づき、オンラインによるコンサートを実施している。これらの授業を通し音楽講師や演奏家を目指す学生に職業意識及び音楽人としてのマナーを身に付けさせ、音楽講師(人)としての職業への接続を図る職業教育を行っている。また、これらの教育は一般職に就く者にとっても大切な事である。

#### <文化教養学科>

文化教養学科では、司書、学校司書、司書教諭資格、中学校教諭二種免許状(国語)及び情報処理士取得のカリキュラムを有しており、職業への接続を図る職業教育を実施している(提出-1 : pp.46~49)。当該資格の開講科目においては、公共図書館、学校

図書館、大学図書館で業務を行っている実務者を非常勤講師として招き、現場に近い形で学べるようにしている（提出-9）。当該資格においては、ICTスキルが必須であるため、「基礎情報科学演習 1」、「基礎情報科学演習 2」、「情報管理演習 1」及び「情報管理演習 2」の教養教育、専門教育科目で図書館実務に求められる内容を取り入れるなど、司書という職業への接続を図る職業教育を行っている。また、公務員試験対策講座である「教養基礎 1～4」及び「アカデミックスキル 1～2」も卒業要件科目として開講している（提出-1：pp.46～47、提出-9）。また、正課外での職業教育として、「進路支援課外講座・司書面接・作文対策講座」（面接及び小論文作成指導）を実施している（備付-44）。

#### <子ども学科>

子ども学科は保育者養成学科であり、実習関連の科目である「保育実習指導 1～3」、「教育実習指導」及び「保育・教職実践演習（幼稚園）」において、実習指導と同時に職業教育も行っている。これらの授業では保育・教育現場経験者による実践的な学びを取り入れ、「保育所実習」、「教育実習（幼稚園）」及び「施設実習」の経験を加えることで、保育・幼児教育の現場で保育者として働くことについて保育職への接続を図ることができている。職業教育の効果が端的に現れる指標として、卒業生に対する保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得の割合があると思われるが、本学科においては平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までほとんどの卒業生が保育士資格を取得、幼稚園教諭二種免許状は 95%前後が取得している（備付-34）。この数値は本学科における職業教育の達成を示すものである。

「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」の結果を学科で検討したところ、「就職受け入れ先が本学卒業生に希望する資質」として「リーダーシップ」の項目が挙げられていたため、学科内で学生に委員や係の仕事を担当し、必ず何かの役割をこなすように指導した例がある。

#### [区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学受入れの方法は、入学受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検してい



る。

### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針として、教育理念から導きだされた4つの領域を基に、学科アドミッション・ポリシーを策定している。各学科のアドミッション・ポリシーは、学習成果を得ることが期待できる能力を有しているかを各入学試験において判定することにより対応している。

学科共通の2つのアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。

- ① 高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有し、基礎的な知識を有している人。
- ② 物事を多面的に考え、自分の意見をまとめることができる人。

各学科のアドミッション・ポリシーは表Ⅱ-A-5-①のとおりである。

表Ⅱ-A-5-① 学科のアドミッション・ポリシー

	健康栄養学科	音楽科	文化教養学科	子ども学科
全学評価領域	基本的な生活習慣が身に付いており、食を通じて社会に貢献したいという強い意志と情熱を持った次のような人を求めます。	豊かな人間性と創造性に富み、音楽を通して広く社会貢献を目指す次のような人を求めます。	日本や外国の様々な文化に強い関心を持ち、社会に貢献したいと考えている次のような人を求めます。	人への思いやりや優しさを持ち、子どもたちと関わる喜びを全身で感じ取れる次のような人を求めます。
知識・理解	高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有し、基礎的な知識を有している。	高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有し、基礎的な知識を有している。	高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有し、基礎的な知識を有している。	高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有し、基礎的な知識を有している。
思考・判断	物事を多面的に考え、自分の意見をまとめることができる。	物事を多面的に考え、自分の意見をまとめることができる。	物事を多面的に考え、自分の意見をまとめることができる。	物事を多面的に考え、自分の意見をまとめることができる。
興味・意欲・態度	・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を持っている。 ・食に関する様々なことに関心を持ち、食を通じて社会に貢献したいと考えている。	・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を持っている。 ・目標意識を持ち、自らの音楽に喜びをもって取り組むことができる。	・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を持っている。 ・真摯な学習態度を持ち、身に付けた知識を社会に役立てる意欲を持っている。	・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を持っている。 ・子どもについて関心を持ち、笑顔をもって保育に携わりたいと考えている。

技 能 ・ 表 現	・自分の考えを他者に解りやすく説明できる。 ・基本的な調理技術を身に付けている。	これまでの音楽経験を基にした演奏、表現ができる。	自分の考えを他者に解りやすく説明できる。	自分の考えを他者に解りやすく説明できる。
-----------------------	---	--------------------------	----------------------	----------------------

入学者受入れの方針として、『学生募集要項』の見開きページ、『大学案内』の各学科の扉ページに掲載し、本学 Web サイト上に公表している（提出-2～3、7～8、13）。『学生募集要項』には建学の精神及び教育理念を示したあと、学科ごとのアドミッション・ポリシーを示し、受験生によく理解できるように明示している。

各学科アドミッション・ポリシーは、【知識・理解】において、「高等学校卒業及びそれと同等以上の学力を有し、基礎的な知識を有している。」としている。また、【思考・判断】【興味・意欲・態度】【技能・表現】の評価領域により、入学前の学習成果の把握・評価を明確に行っている。さらに、調査書、推薦書、志願理由書、面接、小論文、学力試験の成績及び実技試験の成績の組み合わせにより測定されるため、入学前の学習成果の把握・評価を明確にしているといえる。

本学の入学者選抜方法は、様々な入試区分によって行われ、学科により選抜方法も異なるが、すべての入試において入学者受入れの方針に対応している。それらは、表 II-A-5-②のとおり学科ごとに選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。

表 II-A-5-② 2022（令和 4）年度入学者選抜方法

入試区分	選抜方法
指定校推薦（特別推薦） （全体の学習成績の状況が 4.3 以上）	「全学科：推薦書、調査書、志願理由書及び面接の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技も行う」
指定校推薦（一般推薦） （全体の学習成績の状況が 3.0 以上）	「全学科：推薦書、調査書、志願理由書及び面接の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技も行う」
公募推薦 （全体の学習成績の状況の基準はなし）	「全学科：推薦書、調査書、志願理由書及び面接の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技・楽典（演奏コース・ピアノ専修のみ）も行う」
自己推薦 I 期・II 期	「全学科：調査書、志願理由書及び面接（口頭試問含む）の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技・楽典（演奏コース・ピアノ専修のみ）も行う」
一般入試 A 日程	「全学科：学力試験（国語総合）又は（コミュニケーション英語 I・II）のいずれか 1 科目の成績及び調査書の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技、楽典（演奏コース・ピアノ専修のみ）も行う」

一般入試 B 日程	「全学科：学力試験（国語総合）及び調査書の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技、楽典（演奏コース・ピアノ専修のみ）も行う」
大学入学共通テスト 成績利用入試 A・B・C 日程	「全学科：国語又は英語のいずれか 1 科目の成績と調査書の総合評価」 「音楽科は上記に加え専修実技、楽典（演奏コース・ピアノ専修のみ）も行う」
同窓生子女特別入試 社会人特別入試 同窓生特別入試 リスタート特別入試 帰国子女特別入試 外国人留学生特別入試	① 同窓生子女・社会人・リスタート・帰国子女は、小論文、面接及び出願書類の総合評価 ② 同窓生は、面接と出願書類の総合評価 ③ 外国人留学生は日本語、面接及び出願書類の総合評価 ★同窓生子女・社会人・同窓生・リスタートはⅠ期～Ⅲ期 ★帰国子女・外国人留学生はⅡ期の日程により 1 回のみ実施 ★音楽科はすべての入試区分において上記に加え専修実技、楽典（演奏コース・ピアノ専修のみ）も行う
AO 入試 Ⅰ期・Ⅱ期	「健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科は、志願理由書、面談、口頭試問及び調査書の総合評価」 「音楽科（課題曲型）は志願理由書、面談、専修実技、楽典及び調査書の総合評価」 「音楽科（実技レッスン型）は志願理由書、面談、小論文、実技レッスン（2回）及び調査書の総合評価」

※AO 入試を実施する際は、健康栄養学科・文化教養学科・子ども学科については、面談担当教員と口頭試問担当教員を変えて実施することにより、各学科の適性・意欲を確認している。音楽科は「課題曲型」では、課題曲の実技試験と楽典を実施することで、演奏技能・表現と専門知識を、「実技レッスン型」では、実技レッスン（2回）と小論文を行うことで基礎力を確認している。

授業料等の学納金、その他の経費については本学 Web サイト、『大学案内』及び『学生募集要項』に示している（提出-2～3、7～8）。また、オープンキャンパスや進学説明会（進学ガイダンス）において、保護者が最も心配している学納金や入学後の必要経費等について、個別に詳しく説明を行っている。

本学では、アドミッション・オフィスは整備していない。

受験希望者からの問い合わせの窓口は、入試広報課が行い、「電話・窓口・メール等」で質問があった場合は、受験生の立場に立って職員一同、迅速に対応している。さらに入試広報課職員を中心に県内外の各種進学説明会（進学ガイダンス）への参加を積極的に行い、ブースを訪れた高校生や保護者に対して『大学案内』及び『学生募集要項』を配付し、入学試験の内容及び短期大学の授業、学生生活及び学納金等について写真や動画を使って丁寧に説明して受験生の理解を深めている。

高校との連携については、毎年 5 月に高校連絡会を開催しており、高等学校の進路指導部、3 学年主任及び担任の教員に参加していただいている。本学の取り組み、各

学科の特色を紹介し、次年度の入学試験の改正点等の概要説明、高校教員からの疑問要望に応えることを主たる目的としているが、この機会に、各学科への要望や受入れ方針等についての意見を聴取している。これらの意見をふまえ、入学試験委員会でアドミッション・ポリシーの点検を行っている。しかしながら、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症まん延のため高校連絡会を中止せざるを得なかったため、入試広報課職員が可能なかぎり高等学校の進路指導部を訪問し、意見を聴取した（備付-21）。

**【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

**<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>**

本学では、学位授与の方針において、建学の精神を受け継ぐ教育理念から導き出された4つの観点に即した卒業までに獲得すべき能力を全学科共通の学習成果として定めている。これらは学生にとって理解が容易な汎用的な能力であり、獲得すべき学習成果として具体性をもっている。各学科については、学科のディプロマ・ポリシーを達成するための具体的な評価指標を学習成果としている。各学科では、一定期間内で学習成果を獲得できるよう教育課程を編成している。授業科目との対応関係を明瞭にするために、学習成果はディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとあわせてカリキュラム・マップ（学習成果と授業科目の対応表）としてまとめ、『学生便覧』に掲載している。カリキュラム・マップで、学生自身が何をどのように学び、何を身に付けるのかを知ることができる（提出-1：pp. 6～13）。

各学科の学習成果は、学則第37条に定める卒業要件を充たすよう所定の単位を修得することで獲得することが可能である。各学科の学位授与率は、表Ⅱ-A-6のとおりであり、このことから修業期間（2年間）内で学習成果を獲得することができているといえる。また、卒業要件を充たした学生のほとんどが、健康栄養学科においては栄養士免許、子ども学科においては保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得しており、その他の学科においても、多くの学生が何らかの免許・資格を取得して卒業していることから、一定期間内で学習成果の獲得が可能と判断できる（備付-34）。

表Ⅱ-A-6 令和3（2021）年度卒業予定者数・学位授与数・学位授与率

	卒業予定者数（名）	学位授与数（名）	学位授与率（%）
健康栄養学科	24	24	100.0
音楽科	29	28	96.6
文化教養学科	46	44	95.7
子ども学科	43	43	100.0

各科目のシラバスでは、授業の概要及び学習成果としての到達目標が示されており、15回の授業計画により学習成果を獲得できるように計画されている（提出-9）。各科目における学習成果は、筆記試験、実技試験、小テスト及びレポート等により、量的及び質的に測定可能である。さらに、カリキュラム・マップで示すとおり、学習成果は教育課程と対応しているため、カリキュラム・マップと成績を紐付けして算出する「学修成果（DPの評価指標）ごとの成績」により学習成果を測定している（備付-30）。その他の指標として、単位取得状況のほかに、GPAも採用し学習成果を測定している。各学生のGPAは、「成績通知書」に表示して、学期ごとに学生に配付している（備付-32）。これにより、学生は自分自身の学習成果の獲得状況を把握している。卒業時の学習成果は、学位授与率及び免許・資格の取得者数等によって測定している（備付-34～35）。

各学科については、次のとおりである。

#### <健康栄養学科>

健康栄養学科では、栄養士免許、栄養教諭二種免許状、健康管理士及びフードスペシャリスト資格取得のためのカリキュラムを有しており、各資格取得のための学習成果を設定している。各学習成果を獲得する科目との関連性は、カリキュラム・マップで明確にしている（提出-1：pp.6～7、pp.42～43）。『講義要項』の各科目のシラバスにおいて、免許・資格、概要及び到達目標が明確に示されており、どの資格の必修科目なのか、学生が到達目標に向けて何をどのように学習すればよいのか、どのようなスキルを身に付ければよいのかを、担当教員が授業内で具体的に指導を行っている（提出-9）。

資格取得に関連した科目群ごとの到達目標を達成するため、どの科目をどの順番で履修すべきかといった学習過程を、カリキュラム・ツリーにより明確にしている。さらに、具体的な資格取得との関連付けも明示している（提出-1：pp.18～19）。本学科では、ほとんどの学生が、免許・資格の取得を目指している。栄養士免許の取得には卒業要件単位よりも専門教育科目を4単位多く取得しなければならないが、令和3年度卒業生の栄養士免許の取得率は91.7%であるため、ほとんどの卒業生が栄養士免許を取得した（備付-34）。このことから、学習成果は2年間の在学期間内に獲得可能なものと認められる。

学習成果の測定は、全学科共通の方法に加え、2年生全員に受験させている全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験によって行っている。栄養士実力認定試験は、広範囲にわたる内容で難易度が高いため、その結果は各学生の学習成果の獲得状況を表していると言いうことができる（備付-45）。その他、栄養教諭二種免許状、健康管理士資格及びフードスペシャリスト資格については、免許・資格関連科目の学習状況及び成績等の情報を学科内で教員が共有し、資格取得を目指す学生を指導している（備付-47）。これらのことから、健康栄養学科の学生の学習成果は栄養士実力認定試験を含む資格取得で測定可能である。

#### <音楽科>

音楽科の基本は演奏であり、教員はレッスン時に個人の能力を見極め、課題を設定している。専修実技レッスンでは、課題についての予習や反省を書かせる「レッスンノート」を使用し、レッスン時の注意を教員が記入し、学生がコメントや課題曲の練習状況を記入し活用することで、技術や表現力の向上効果がある（備付-48）。期末ごとに目

標と振り返りにより自己の改善点が明確になり、後期試験においては曲目解説を書かせており、学習成果に具体性がある。2年次に実施するマラソンコンサートでは、舞台上のマナーに加え、演奏するために必要な曲目解説を準備させている。学生は楽曲を分析し言葉に変換する作業を行い、学習成果として演奏及びプログラム解説を作成している(備付-49)。ソルフェージュでは、1年次に「ソルフェージュ1」、「ソルフェージュ2」を開講している。学習効果を高めるため、第1回授業時にクラス分け試験を行い、習熟度別に授業を行っている。「聴く、書く、読む、歌う」課題を循環させて実施、フィードバックを繰り返すことにより、ソルフェージュの基礎能力を確立させるとともに総合的音楽能力を養い、演奏や教職課程の実践等の音楽教育現場における指導に反映させている。「和声」は、1年次に「和声1」、2年次に「和声2」及び「和声3」を開講している。「和声1」では「音楽理論」の知識に基づいて基本的な課題を行い、「和声2」及び「和声3」では「和声1」の応用課題を実施している。毎回の授業において、課題の実施と添削及びアドバイスによるフィードバックを行うことにより、学習成果に具体性がある。「音楽理論」の場合も、第1回目の授業時にクラス分けを行い、学習効果を高めるために習熟度別に授業を行っている。音楽理論の基礎である「楽典」を学習することにより他の音楽専門科目との関連性を理解することができ、最終的には演奏とも密接に関係していることが理解できるようになる。

専修実技試験では課題曲を演奏させている。学生は、個人レッスンで積み重ねてきた成果を暗譜で演奏しており、学習成果は獲得可能である。「ソルフェージュ1~2」では、入学時の学生の音楽経験には幅が見られるが、段階的な指導により、少なくとも1年間の履修修了時には様々な聴音課題を楽譜に書き取ることができるようになり、一定期間内の学習成果を獲得可能といえる。「和声1~3」は、予習・復習とともに、各課題の実施における記譜と添削及びアドバイスに基づく響きの確認と修正という一連の学習プロセスを経て、一定期間内に和声法の基本的技法を獲得することが可能である。「音楽理論」は楽典の基礎部分である「音程」「音階」「調」「和音」の単元を中心に学習する。各単元が密接に関係していることへの理解が深まることにより、基本的な考えを獲得することが可能である。

専修実技試験では、担当の非常勤講師と共に採点しており学習成果は定量的に測定可能である。その他、学外のホールにおいて「マラソンコンサート」、「定期演奏会」を行っている(備付-12)。学外では、舞台での振る舞いや演奏効果をねらった表現等、多くのことを取り入れ学習することができる。2年生全員が演奏し、アンケートにより学習の振り返りをさせ定性的に測定している。「ソルフェージュ1~2」の学習成果については、クラス分け試験、定期試験時に実施する筆記試験結果により測定可能である。「和声1~3」の学習成果については、各課題の評価及び試験結果を数値化することにより測定可能である。「音楽理論」は学習した楽典の内容を総合的に扱った定期試験により測定可能である。

#### <文化教養学科>

文化教養学科では、司書、学校司書、司書教諭資格、中学校教諭二種免許状(国語)及び情報処理士取得のためのカリキュラムを有しており、各資格取得のための学習成果を設定している。各学習成果を獲得するための科目との関連付けは、カリキュラム・

マップで明確にしている（提出-1：pp.10～11、pp.46～49）。また、『講義要項』の各科目のシラバスにおいて、概要と到達目標が明確に示されており、学生が到達目標に向かって何をどのように学習すればよいのか、どのようなスキルを身に付ければよいのかを、担当教員が授業内で具体的に指導を行っている（提出-9）。

学習成果としての到達目標を達成するため、どの科目をどの順番で履修すべきかといった学習過程を、カリキュラム・ツリーにより明確にしている。さらに、具体的な資格取得との関連付けも明示しており、本学科の在学期間内に獲得可能である（提出-1：pp.22～23）。

在学期間の学習の集大成として2年次前後期に開講される科目「卒業研究1」及び「卒業研究2」がある。当該科目において、研究テーマの策定、資料収集、整理・分析、論文執筆及び発表等、指導教員との議論を通して理解を深めながら研究活動を行っている。最終的に、研究論文としてまとめ、卒業研究発表会では個人発表を行っている。また、研究論文については、平成30（2018）年度から優秀論文表彰制度を導入しており、学科専任教員による審査を行っている（備付-50）。さらに、令和元（2019）年度から、カリキュラム・マップと成績データを紐付けし、学習成果ごとにスコアを算出している。そして、学生の自己評価「学修チェックシート」と比較し、差異が大きい学習成果について個別に指導を行っている（備付-26、30、33）。以上のことから、学習成果は測定可能である。

#### <子ども学科>

子ども学科では、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得のためのカリキュラムを有しており、各資格取得のための学習成果を設定している（提出-1：pp.12～13、pp.50～51）。各学習成果を獲得するための科目との関連性付けは、カリキュラム・マップで明確にしている（提出-1：pp.12～13）。また、『講義要項』の各科目のシラバスにおいて、概要と到達目標が明確に示されており、学生が学習成果の獲得に向かって何をどのように学習すればよいのか、どのようなスキルを身に付ければよいのかを、担当教員が授業内で具体的に指導している（提出-9）。学習成果としての到達目標を達成するため、どの科目をどの順番で履修すべきかといった学習計画の過程は、カリキュラム・ツリーにより明確にされている。さらに、具体的な資格取得との関連付けも明示しており、本学科の在学期間内に獲得可能である（提出-1：pp.24～25）。

さらに、令和3（2021）年度から、カリキュラム・マップと成績データを紐付けし、学習成果ごとにスコアを算出している。これを学生の自己評価「学修チェックシート」と比較し、差異が大きい学習成果について、クラス集会の時間を使って個別に指導を行っている（備付-26、30、33）。以上のことから、学習成果は測定可能である。

#### [区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。

- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

大学全体及び学科における学習成果の獲得状況は、アセスメント・ポリシーの具体的な評価方法を示したアセスメント・チェックリストに基づき測定、評価している（備付-15～16）。GPA 分布及び単位取得状況は学期ごとにまとめている（備付-37）。学位取得者数、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得者数、栄養士免許・栄養教諭免許状取得者数、中学校教諭二種免許状（国語・音楽）取得者数及び司書・学校司書・司書教諭資格取得者数等のデータは、年度末に集計している（備付-34～35）。これらは、学習成果の獲得状況を把握するために活用している。学生の業績の集積（ポートフォリオ）については、個々の学生に配付したチューブファイルにファイリングさせているが、eラーニングサイト FWJConLine を利用している科目では、課題や制作物を eラーニングサイト FWJConLine に提出させ、サイト上で学習業績の集積ができるようにしている。教員は、学習業績の確認を行い個人面談等の学習指導を行っている。

学生調査や学生による自己評価としては、「学生生活実態調査」（年 1 回実施）、「卒業時アンケート」（卒業時実施）及び学生の自己評価「学修チェックシート」（学期末実施）があり、同窓生への調査として「卒業生アンケート」（卒業後実施）がある。これらの調査結果を、量的・質的データとして活用している。その他、就職率、専門職率、大学編入学及び専攻科への進学者数等の卒業後の進路データも集計し活用している（備付-36）。「学生生活実態調査」では、入学後に向上した能力・知識、インターンシップ参加の有無、予習・復習時間及び教育・施設・学生サービスへの満足度等の集計を行い、教育改善に活用している（備付-51）。「卒業時アンケート」では、本学で向上した力や本学の教育内容への満足度等の結果を集計しており、「卒業生アンケート」の結果とあわせて、カリキュラム改善に活用している（備付-52～53）。「学修チェックシート」は、eラーニングサイト FWJConLine を用いて実施しており、学習成果の自己評価に教員によるコメントを書き加え、個人面談による個別アドバイスを行っている。学生自身が、学びや活動を改善するための判断材料としている（備付-33）。「学修チェックシート」は印刷しポートフォリオに加えている。さらに、カリキュラム・マップ（学習成果と授業科目の対応表）と成績を紐付けして算出する「学修成果（DP の評価指標）ごとの成績」を学期末に集計し、「学修チェックシート」の自己評価との差異を比較するなど学習指導に活用している（備付-30）。

これらアンケートは、IR 室又は事務局で集計し、学習成果を評価する量的・質的データとして学科会議及び部科長会議で分析し、その結果を教授会で報告して全学科で情報を共有している。これらの結果は、教職員専用（学内限定）の九州学園 e-Learning site に掲載して情報共有するとともに、学科及び教員が学生の教育指導に活用している。学習成果を評価するデータのうち、学位授与数、学位授与率、免許・資格取得状況、就職者数及び進学者数は本学 Web サイトで公表している。

各学科については、次のとおりである。



### <健康栄養学科>

健康栄養学科では、大学全体で測定・集約された学習成果・アンケート調査についての各種量的データの他、栄養士免許取得状況、全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験の結果、フードスペシャリストの合格率、健康管理士の合格率及び家庭料理技能検定の合格率等のデータを活用して学生の学習成果の獲得状況の把握に努めている。栄養士実力認定試験の結果と各科目の正解率は、全国平均と比較することにより本学学生が苦手とする科目がわかるため、学科会議で情報を共有し、学習成果向上に活かすため授業に活用している。

令和3(2021)年度から、カリキュラム・マップと成績データを紐付けし、学習成果ごとにスコアを算出している。そして、このスコアと「学修チェックシート」の自己評価スコアを比較し、差異の大きかった指標を踏まえて学生の学習指導を行っている(備付-30)。

学科会議ではこれらの情報を分析し、苦手科目に対する学生の学習意欲を高める方法を検討し、クラス・アドバイザーを通して学生の学習指導にあたるようにしている(備付-26)。栄養士、フードスペシャリスト、健康管理士及び家庭料理技能検定の取得状況については、本学 Web サイトで公表している。

### <音楽科>

音楽科では、学習成果を把握する資料として、「GPA 分布状況」、「ポートフォリオ」及び「基礎力リサーチ」を活用している。「学修チェックシート」、「学生生活実態調査」及び「GPA 分布状況」を学生指導やカリキュラム点検に活かしている。

「学修チェックシート」、成績表及び「基礎力リサーチ」の結果を照らしあわせて学習成果の把握を行っており(備付-39)、個人面談により学習向上のための指導を年2回行っている(備付-26)。「学生生活実態調査」からは、学生の現状が把握でき、主にクラス・アドバイザーが、担当クラスの学生指導に活かしている。「学修チェックシート」は、音楽科という芸術性の科目は量的に判断しにくい。そのため学生がチェックしやすいように、学習成果に合わせたルーブリックを作成した(備付-38)。令和4(2022)年度から開始し改善を図る。

このように学科会議で分析・検討し、学生の現状把握に努め学生指導に活かしている。各学年の「GPA 分布状況」から入試区分(特別指定校、公募推薦、一般入試、AO入試)と成績の関連についての検討結果、学習成果の獲得状況及び教育への活用は、部科長会議に報告している(備付-54)。

### <文化教養学科>

文化教養学科では、大学全体で測定・集約された学習成果・アンケート調査についての各種量的データの他、様々な方法により学生の学習成果の獲得の把握に努めている。例えば、担当科目ごとに小テスト、課題、レポート、実技の実施及び出欠状況により、学生の学習成果の状況を把握している。これらの量的データ管理については、科目ごとに eラーニングサイト FWJConLine を活用している。

令和元(2019)年度から、カリキュラム・マップと成績データを紐付けし、学習成果ごとにスコアを算出している。そして、このスコアと「学修チェックシート」の自己評価スコアを比較し、差異の大きかった指標を踏まえ、学生の学習指導を行っている

(備付-30、33)。

以上の情報は、毎週行われる学科会議において、教員間で情報共有し、クラス・アドバイザーを通して教育指導を行っている。成績発表時には、クラス・アドバイザーが、事前に学生の成績を学生支援システム (campusmate) 及び個人成績表で GPA の変動を含めて確認し、各学生に履修方法や学びのアドバイスをを行っている (備付-26)。

<子ども学科>

子ども学科では、学習成果の獲得状況は、学期ごとの GPA 分布、単位取得率、年度ごとの学位取得率、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得率の集計をもって把握し学生指導に活用している。大学全体で測定・集約された学習成果・アンケート調査についての各種量的データについても学科会議において情報共有し、教育改善に役立てている。

令和 3 (2021) 年度から、カリキュラム・マップと成績データを紐付けし、学習成果ごとにスコアを算出している (備付-30)。そして、このスコアと「学修チェックシート」の自己評価スコアを比較し、学生を「GPA 高・自己評価高群」「GPA 高・自己評価低群」「GPA 低・自己評価高群」「GPA 低・自己評価低群」の 4 つの群に分けた。各群に応じた学生指導の在り方について学科教員で共有し、差異の大きかった指標を踏まえて学生の学習指導を行っている (備付-26)。

これらの情報は学習成果を評価する量的・質的データとして学科教員間で共有し、学生の教育指導に活用している。また、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得率、就職決定率及び専門職等への就職率は本学 Web サイトで公表している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価を聴取するために、「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」を前年度の卒業生全員の就職先を対象に行っている (備付-14)。調査内容は本学の「全学ディプロマ・ポリシー」により得られる学習成果を 19 項目の能力に分類し、「求められる資質能力」、「卒業生の資質や能力の現在値」及び「採用時の重視点」を調査する形をとっている。

聴取した結果は学科ごとに集計し、学科における学習成果の点検に活用している。各学科では、学科会議において「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」の回答を分析・検討し、その結果を部科長会議及び教授会で報告している (備付-55)。この卒業後評価への取り組みは、本学での学習成果が社会生活で活かされているか、現在の社会情勢に適合しているかを判断するための重要な資料となる。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

「学修チェックシート」は学習成果に関する学生の自己評価と自己改善のためのものであるが、各学期の定期試験前に実施しているため正しく自己評価ができていないと考えられる場合がある。定期試験後に実施する方が学生自身の理解度を把握し、正しく自己評価できると思われるため、実施時期の検討が必要である。

アセスメント・ポリシーとアセスメント・チェックリストが完成し、令和3(2021)年度からアセスメント・チェックリストによるアセスメントを開始したところであり、今後もアセスメント・チェックリストの点検を行う必要がある。

令和3(2021)年度から進研アドの「基礎力リサーチ」を開始した。教員は、「学修チェックシート」と成績データに加え、「基礎力リサーチ」の結果も含めて学生と個別面談による助言を行うことになったため、面談時間が不足することとなった。面談方法等を検討する必要がある。

カリキュラム・マップと成績を紐付けして算出する「学修成果(DPの評価指標)ごとの成績」を令和3(2021)年度から全学科で導入して学習成果を量的に測定し、学科で学習成果の量的な獲得状況を共有している。学生が「学修チェックシート」で学習成果の獲得状況の自己評価を行う場合、現在のシステムでは学習成果に紐付けされた科目は表示されず、科目を確認するには『学生便覧』でカリキュラム・マップを見る必要がある。「学修チェックシート」で自己評価を行う場合に、各学習成果に関連する科目が表示されるなど、学生が自己評価しやすい方法を検討する必要がある。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

#### 1. 「太宰府地域学」と「社会人入門」について

「太宰府地域学」は、本学の特色ある教養教育科目である。この講座は、初年次教育を兼ね1年次前期に行われる。また、地域との連携も目指している。創設者である故釜瀬富士雄先生は、建学の精神をもとに、地域社会の要請に応える女性を育成することを目指された。これを継承し、「太宰府地域学」は太宰府の歴史、文化、環境及び生活等に関わる多様なテーマによるアクティブ・ラーニングとして、本学と地域社会において双方向的な教育活動を展開することにより、学生の主体性の向上及び地域社会における交流と参加の促進を図っている。授業内容は、グループ活動、ICT活用、レポート作成及びプレゼンテーションである。以下1~4としてまとめる。

1. 本学における学びの基礎・基本
2. 地域の方に学ぶ
3. 自ら課題意識を持ち、学びをまとめる
4. 少人数制により教員と学生間の交流を図る

上記の共通内容を含め、第14回又は第15回目の授業で発表等のプレゼンテーションを実施している。令和2(2020)年度からは、より深化した授業とするため、教員の専門を活かした授業を展開する講座を開講することとした。令和3(2021)年度は2講座開講し、受講者数は合計44名であった。令和3(2021)年度実施した教員からは、

「学生は、歴史と地理を組み合わせ、歴史ある太宰府を歩き、地域の一員として学んでいた」、「学科を越え熱心に取り組んでくれた」等の意見が出された。令和 3 (2021) 年度もコロナ禍のため制約があったが、感染予防に努め、地域での活動を実施した(備付-42)。

教養教育科目「社会人入門」は、本学の柱である。2年間必修の教養講座として行われ、60分の全学科合同で学ぶ講座と各クラスに分かれて行う30分のクラス別集会の複合講座を基本としている。60分の講座では、現代学生に必要と考える講座を社会人入門専門委員が計画している。目的は、学生が豊かな教養を身に付け、広い視野に立って主体的に判断できるすぐれた社会人・生活者になることである。令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため授業形式を変更して実施した。60分の講座は、初年次教育、講演会、地域交流及びクラス・ワーキング等を予定していたが、eラーニングサイト FWJConLine 上での遠隔課題や Zoom 講演会等に切り替えた。30分のクラス集会では、講座に関する意見を社会人入門出席票に記入し、クラス・アドバイザーへ提出させている。「連絡票」や eラーニングサイト FWJConLine により、学生個人とクラス・アドバイザーの間で意見交換を行っている。学生の悩みや学習状況の把握に努めることができる。また、クラス委員の司会による集会を行う時間としても活用できるよう体制をとっている。このクラス集会は、クラス・アドバイザーとの交流の場でもあり、学生たちが共同体意識を育む場でもある。互いに話し合う時間やクラス・アドバイザーとの対話により、学びや悩みのサポートを行っている。さらに、学生や学科の問題をすばやく察知することができ、学科会議において課題の解決を図っている。「社会人入門」は、年度末に学生アンケート調査を行っており、次年度のプログラム計画と学習成果の測定に活用している(備付-40~41)。

## 2. 入学者受入れについて

令和 2 (2020) 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響は、入学者受入れの面でも大きかったと考え、以下にまとめて記述する。

### 【学生募集】

令和 3 (2021) 年度に実施した学生募集及び「令和 4 (2022) 年度入学試験」においては、令和 3 (2021) 年 5 月と 8 月に「緊急事態宣言」が発出されたが、可能なかぎりでの高校訪問、進学ガイダンスへの参加のほか、オープンキャンパスについては、7回の来校型と1回のオンライン型を実施した。対面による実施の場合は、参加人数の制限を行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施した。このため前年度よりは参加者は増加したが、コロナ感染発生以前に比べると大幅な減少となった。また、例年開催していた「高校連絡会」は、中止した。

### 【入学試験】

#### ① 大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの改正

「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項」に記載されている「大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準拠した「福

岡女子短期大学新型コロナウイルス感染症に対応した入学試験実施のガイドライン」を改正し、全学教職員に周知、情報の共有を図った（備付-56）。

② **新型コロナ感染により入学試験を受験できない者及び濃厚接触者の入学試験対応**

本学では、令和4（2022）年度入学試験において、新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者等に指定され、入学試験を受験できない受験生の対応として、全入試区分において、振替試験又は追試験を実施することを決定し、本学 Web サイト等において周知を行った。この場合、振替えた際の検定料は再徴収を行わないこととした。また、濃厚接触者となった場合でも、ガイドラインに記載している条件を満たしている者に対しては、別室受験で対応することとしていたが、それぞれ該当者はいなかった。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

- 提出資料 1 『2021 年度（令和 3 年度）学生便覧』
- 提出資料 2 『大学案内 2022』
- 提出資料 3 『大学案内 2023』
- 提出資料 7 『2021（令和 3）年度学生募集要項』
- 提出資料 8 『2022（令和 4）年度学生募集要項』
- 提出資料 9 『2021 年度講義要項』  
(Web 版) [http://midori-system.jp/fwjc\\_syllabus2021/](http://midori-system.jp/fwjc_syllabus2021/)

## ○提出資料-規程集

- 規程集 6 学校法人九州学園文書処理規則
- 規程集 57 学校法人九州学園釜瀬富士雄記念奨学生規則
- 規程集 58 学校法人九州学園資格取得者等奨学金支給規程
- 規程集 69 福岡女子短期大学委託生規則
- 規程集 82 福岡女子短期大学学生相談室規則
- 規程集 85 福岡女子短期大学障がいのある学生支援に関するガイドライン
- 規程集 100 福岡女子短期大学文書処理規則
- 規程集 117 福岡女子短期大学キャリア支援委員会規則

## ○備付資料

- 備付資料 14 2021 年度就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート結果
- 備付資料 17 2022 年度入学までの学習課題
- 備付資料 23 2021 年度授業改善計画書
- 備付資料 26 「学修成果の把握」に関する学科会議の議事録
- 備付資料 27 部科長会議議事録 [令和 3 (2021) 年度、10 月及び 11 月]
- 備付資料 30 「学修成果 (DP の評価指標) ごとの成績」
- 備付資料 31 2021 年度授業評価アンケート結果
- 備付資料 32 成績通知書
- 備付資料 33 「学修チェックシート」
- 備付資料 36 進路等状況表および進路決定先一覧 (令和元 (2019) 年度～令和 3 (2021) 年度)
- 備付資料 37 GPA 分布状況
- 備付資料 39 基礎力リサーチ
- 備付資料 51 2021 年度学生生活実態調査結果
- 備付資料 53 2021 年度卒業生アンケート調査結果
- 備付資料 54 入学者入試区分・GPA 追跡調査

- 備付資料 57 『2022 年度入学手続』
- 備付資料 58 入学オリエンテーション冊子
- 備付資料 59 オリエンテーション連絡事項
- 備付資料 61 2021 年度授業参観コメントカード
- 備付資料 62 『一冊の本』
- 備付資料 63 FD・SD 研修会一覧
- 備付資料 64 SA (Student Assistant) に関する資料
- 備付資料 65 サークル加入者数
- 備付資料 66 日本学生支援機構奨学金採用実績
- 備付資料 67 学生相談室利用状況
- 備付資料 68 「正課外学修チェックシート」
- 備付資料 69 キャリア支援課のご案内
- 備付資料 70 2021 年度検定試験実施一覧
- 備付資料 71 資格取得者等奨学金の対象資格一覧 (2021 年度版)
- 備付資料 72 2021 年度進路支援課外講座一覧
- 備付資料 73 2021 年度一般就職・公務員対策特別講座日程表
- 備付資料 74 令和 3 年度「学生と市長との意見交換会」報告書

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

教員は担当科目において、ディプロマ・ポリシーを達成させるための授業内容を策定し実施している。各科目のシラバスには、学習成果としての到達目標が示されており、15回の授業により学習成果を獲得できるように計画されている。学習成果の獲得状況は、シラバスに示した成績評価方法（筆記試験、レポート、課題、実技及び受講状況・態度）により評価している（提出-9）。本学では、成績評価基準として、到達目標を達成した場合の評価を「B」としている。

教員は、授業において小テスト及びレポート等により学習成果の獲得状況の把握に努めている。また、クラス・アドバイザーは、成績表により学生の学習成果の獲得状況を把握し、個人面談により学びのアドバイスを行っている。

学生による授業評価は、各学期末に「授業評価アンケート」を行っている。アンケートは6段階評価にしており、「どちらでもない」ということがないようにしている。質問事項は、授業評価に関する6項目、学生自身の評価6項目に分けており、授業評価だけではなく、学生自身の授業に対する取り組み方も評価できるようにしている。また自由記述欄も設けており、授業改善の貴重な意見としている。アンケート結果は数値化により、各授業の評価とすべての授業の評価の平均を比較でき、さらに教員が全学科を俯瞰し、客観的な判断ができるようになっている（備付-31）。教員は、「授業評価アンケート」に基づく「授業改善計画書」を作成している（備付-23）。教員及び学生の問題点を明らかにし、次年度への改善目標を具体的にあげ、改善計画として教員能力開発委員会へ提出している。「授業改善計画書」の項目は次のとおりである。

1. 学生による授業評価の結果について
  - (1) 評価された点
  - (2) 授業評価を分析しての課題
    - ①教員について
    - ②学生について

#### 2. 授業改善計画

#### 3. 学生の意見に対する回答

「授業評価アンケート」の結果は公表しており、教員が全科目の結果を自由に閲覧して他の教員と自分の結果を比較することが可能となっている。また他教員の授業に関する学生コメントも知ることができるため、授業で抱える同じような問題点を、教員同士で共有することも可能であり、授業改善へとつながっている。さらに、教員は前



期・後期、各1回以上の授業参観を行っており、「授業参観コメントカード」を作成している（備付-61）。

授業内容についての意志疎通・調整等は、学科会議において行われ、担当者間での協力がスムーズに行われている。

教育目的・目標の達成状況については、学習成果の獲得状況の自己評価を行う「学修チェックシート」を学生に使用し、クラス・アドバイザーが主に把握・評価に努めている（備付-33）。「学修チェックシート」の学生の自己評価と成績とを比較し、両者の乖離が大きい場合や、自己評価が極端に低い学生に対してはより充実した学習へとつなげられるよう指導している。さらに、学科会議において、学生の成績状況やGPA、「学修チェックシート」情報を共有し、学科全教員が学生を指導できるようにしている。学習成果は各学科の教育目的・目標に基づいて定められているため、教員及び学科は教育目的・目標の達成状況を把握・評価していると言える。

学生に対する履修指導は、入学時オリエンテーションにおいて学科別に行っている。各学科では、受講方法に始まり、履修登録、卒業・資格取得のために必要な単位数の説明、試験と成績についての説明を行っている（提出-1、9）。履修登録は、履修システムを使用するため、コンピュータ演習室で行っている。不明な点はクラス・アドバイザー及び履修支援課職員が対応している。入学時以降の毎学期の履修登録も、授業開始前日のオリエンテーションにより指導している。クラス・アドバイザーは、学生に対し履修及び卒業に至るまでの指導を個別に行っている。学科においても学生の情報を共有し、学生が満足を伴った学びと卒業ができるよう全教員による指導を行っている。

事務職員についても、学生に対して様々な支援を行うことにより、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

学習成果の獲得、教育目的・目標の達成状況の把握、履修及び卒業に関する支援、成績記録の保管に関しては、履修支援課が中心に遂行している。具体的には、教務委員会や教員能力開発委員会等の所管部署として、建学の精神及び教育理念に基づいた、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの策定、『講義要項』の校正、成績評価方法等の基準設定の協議への参加、本学独自の総合教養講座「社会人入門」の企画・運営に携わり、学習成果の獲得に貢献している。また、履修支援課は、教員能力開発委員会による毎学期の学生による「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を学生に公表している。教員から提出された「授業改善計画書」をとりまとめ、冊子にして、学長、教務部長、学生部長及び学科長等に報告し、授業の改善や教育の充実に協力している。また、教員の授業公開、教職員による授業参観の実施及び毎学期実施する学生による学習成果の確認のための「学修チェックシート」の実施を支援している。

履修支援課は、卒業判定資料の作成や学生が取得する免許・資格申請の事務処理を担っており、教育目的・目標の達成状況を十分に把握している。さらに、教務委員会と連携して、入学時及び各学期の開始前にオリエンテーションを実施し、学生の履修登録申請や免許・資格取得のための授業科目の履修指導や免許・資格申請手続きの説明会を開催している。履修登録後の卒業要件及び免許・資格取得に問題のある学生に対しては、直接注意喚起を行っており、履修及び卒業に関する支援を行っている。

成績管理に関しては、「学校法人九州学園文書処理規則」及び「福岡女子短期大学文

書処理規則」(提出・規程集 6、100)に基づいて開学からの「成績原簿」を厳重に永久保管し、証明書等の発行を行っている。事務システム導入以降は、学生の成績記録は電子ファイルとしても保管されている。

また、キャリア支援課は、学習成果の獲得に関して貢献している。ここでは学生が学習成果を活かすことができる就職先を選択する際の支援を行っている。学生支援課は、学生の学生生活・課外活動の支援及び健康・精神面の支援を通して、学習成果を認識して、間接的に学習成果の獲得に向けた貢献を行っている。

図書館情報課は、例年は入学時に図書館ツアーを実施することにより、図書館利用を促し、学生の学習支援を行っている。令和 3 (2021) 年度はコロナ禍により図書館ツアーは実施できなかったが、文化教養学科からの依頼により、少人数のグループに分けて図書館ツアーと利用指導を実施した。教職員及び学生が推薦する本を小冊子『一冊の本』として平成 10 (1998) 年度から発行、「一冊の本コーナー」を設置することによって学びに必要な本を紹介している(備付-62)。学生サポーター制度をつくり、図書館への関心を高め、読書会等の学生参加型イベントで図書館利用の促進を図っている。

図書館内では授業ができるようになっており、授業内で情報検索と必要な図書の入手ができることにより、学生の利便性を向上させている。

1 号館は、すべての講義室にプロジェクタやコンピュータを設置している。また、iPad や学生のスマートフォン等を使って授業が可能となるよう無線 LAN を整備している。1 号館以外にも、ほとんどの講義室にプロジェクタやコンピュータを設置している。教員は、この教育施設を活用した授業を実施している。また、教職員は学内 LAN を利用し、学校運営の効率化を図っている。

学生への情報学習支援のために、722 教室(コンピュータ 18 台)を自習専用教室として開放している。その他、721 教室に 10 台、723 教室に 32 台、731 教室 45 台、732 教室に 18 台、734 教室に 64 台、744 教室に 64 台、キャリア支援課に 5 台、図書館に 9 台、健康栄養学科 2 号館 216 教室に 7 台、5 号館子ども学科学習室に 6 台のコンピュータを設置しており、授業以外の時間は学生が自由に使用できる。さらに学生個人の情報端末等も自由に使えるよう、学生控室 1、学生ホール 2、図書館及び学生食堂にも無線 LAN を整備している。学生には、履修登録、履修確認、成績確認及び就職等のシステムも利用させており、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し管理している。

教職員は、教育課程及び学生支援の充実を図るため、コンピュータ利用技術の向上を図っている。教育内容改善を目的とした ICT の活用に関する FD 研修会は、毎年実施している(備付-63)。教育用コンピュータシステムが更新された場合には、全教職員への研修を行い、ICT 利用技術の向上を図っている。

#### [区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者に対しては、入学前課題（入学までの宿題又は毎日のトレーニング）を課し、短期大学の授業にすぐ活かせるよう準備させている（備付-17）。また、入学を控える2月には『入学手続』を作成し、入学手続き者に配付している（備付-57）。これには、入学前に準備しておくこと、入学後直ちに必要とされる経費や授業に関連する物品等の情報を記載しており、入学後の学生生活をスムーズに開始できるように、授業及び学生生活についての情報を提供している。

入学時には、オリエンテーション日を2日間設け、学習方法や科目の選択について教育目的・目標に関連付けた説明及び学生生活のための説明を行っている。また、図書館等の施設についても、学生がすぐに学習に取り組めるよう利用方法を案内している（備付-58～59）。

学習の動機付けのためのガイダンスは、学科ごとに、学科ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを説明し、学習成果を獲得できるよう、科目の選択・学習方法について説明を行っている（備付-58～59）。また、クラス・アドバイザー制度により、学生の不安解消と学生に対する細やかな指導を行っている。1年次後期以降も授業開始前日にオリエンテーション日を1日設け、2年間の学習計画の確認や学習内容の位置付けについて確認している）。

学習支援のための印刷物として『学生便覧』及び『講義要項』（学科分冊版）を発行し、学生に配付している（提出-1、9）。『学生便覧』には、建学の精神、教育理念、教育課程と履修に関する情報、学生生活に関する情報、諸規程等の情報を掲載している。また、学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを掲載しており、学生が学習目的を確認できるようにしている。

令和3（2021）年度から株式会社進研アドの「基礎力リサーチ」を4回実施し、その結果により学生の基礎学力を把握している（備付-39）。教員は、「基礎力リサーチ」の結果をもとに個別面談を行い、基礎学力が不足する学生には学習指導を実施している。情報系科目では、授業内での進度の遅い学生等に対し、SA（Student Assistant）を配置し個別対応を行っている（備付-64）。学科で実施している補習授業等には、次の

ようなものがある。健康栄養学科では、栄養士専門教育に必要な基礎学力が不足する学生に対し補習授業を行っている。講義の中で、数回小テストを行い、全学生を対象に解説し、学力不足と認められる学生に対しては個別対応を行う。また、実習・演習においてはレポートの添削指導を詳細に理解しやすいようにフィードバックしている。音楽科では、音楽に関する基礎力が不足する学生に対し、課題の追加や個別レッスンにより補習授業を行っている。文化教養学科では、オフィスアワーの他、授業時間外（主に放課後）での質問対応を行っている。子ども学科では、2年次の「ゼミナール2」において、個人研究の報告会資料の進捗が遅い学生に対して指導教員が授業時間外で個別指導を行っている。また、ピアノの演奏能力が不足する学生に対しては、音楽の担当教員が随時補習を行っている。

学習成果の獲得に向けて、多種多様な学生に対し様々な窓口を設けている。学習上の悩み等の相談にのり、適切な指導助言を行う体制として、クラス・アドバイザー制度を開学以来設けている。毎週月曜4限目は「社会人入門」後のクラス別集会で、相談できる時間を設けている。悩みを話すことが苦手な学生もいるため、手書きの「アドバイザーとの連絡票」も毎回使用し助言を行っている。各クラスにはクラス委員がおり、常にクラス・アドバイザーと連絡を取り合っている。そのため様々な話の中で、クラスの状況や学生の状況を知ることができ、悩みのある学生に対しても学習支援に努めることができる。教職員から寄せられる様々な情報は、学科会議で情報を共有し学習支援を行っている。学生支援課、履修支援課及びキャリア支援課等の職員は、学生と直接話す機会も多く、可能なかぎり指導を行っている。その情報もまた連絡会で共有されている。このようにすべての教職員は学生の相談にのり助言を行っている。さらに諸事情により登校困難な学生に対しても、常勤カウンセラーが学生相談室で相談にのっている。入学時に、健康診断「メンタルヘルス調査票」に学生の生活状況を記入させ、スクリーニングし、学生の心理状態を把握している。その時点でカウンセリングが必要と思われる時は、学生を呼び出し、面接を行っている。学生相談室の隣には“リラックスルーム・ゴリラ”という学生が自由に過ごせる部屋があり、飲み物、本及びソファを準備し、気軽に相談に来られるように部屋を開放している。隣接した部屋にカウンセラーが常駐し、いつでも相談できるようにしており、学生生活を支援している。学生相談室での学生の状況は、毎月開催される学生相談室運営委員会で関係する教職員の委員が情報を共有している。また、毎年教授会で年間報告しており、全教職員で情報を共有し、支援を行っている。

通信による教育は行っていない。

進度の速い学生等に対しては、教員が個別に学習上の配慮や学習支援を行っている。また、学科で行っている学習支援には、次のようなものがある。健康栄養学科では、栄養士実力認定試験において優秀な成績をとるよう、専門書籍及び資格試験の対策プリント等を個別に渡し、授業時間外に解説を行っている。また、高度な資格を取得するように勧めている。音楽科では、実技において課題以外の曲を個別に時間をとり、レッスンを行っている。文化教養学科では、情報等演習系科目において、自身の演習・課題終了後、他の学生への説明・指導を依頼し、学生自身の理解を深めさせている。また、公務員を目指す学生のために、正課の授業とは別に、授業時間外での学習支援を行うた

めの公務員試験対策支援体制を整備しており、放課後等の時間帯を使って個別対応している。

令和3（2021）年度は、留学生の受入れ及び学生派遣の実績はない。

学習成果の獲得状況は、成績通知書、「学修成果（DPの評価指標）ごとの成績」、GPA分布状況、「学修チェックシート」及び「基礎力リサーチ」等のデータを用いて把握している（備付-30、32～33、37、39、54）。これらのデータに基づいて個人面談による学習支援を行い、その情報を各学科で共有している。学科会議では、「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」及び「卒業生アンケート」の結果も含めて学習支援方法の点検・検討を行い（備付-14、53）、「学修成果の把握」に関する学科会議の議事録としてまとめ、部科長会議で報告している（備付-26～27）。

### [区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、学習成果の獲得に欠かせない学生の資質として【興味・意欲・態度】の向上や伸長を促すため、正課外活動を奨励し、活動の中でこのような基礎力の涵養を図っている。

学生支援・指導は、教員組織としては学生部長を中心として、各学科代表委員である教員によって構成される学生委員会が組織され、学生支援のための事項について審議、実行している。2年間という短い学生生活の中で、学生が主体的に活動できるよう、学生委員である教員は学生支援課職員と共に広範囲に指導・サポートしている。学生支援課では学生寮・学生相談室・保健室の運営、各種奨学金、高等教育の修学支援、留学生支援活動及び課外活動支援から各種証明書に関する手続き等の広範な学生支援を行っている。

学生の自治的組織である学友会は、学生生活、学術文化の向上及び福利厚生を図ることを目的としており、その運営は全学生が毎年1人あたり（1年生7,000円、2年生5,500円）を納める学友会費によって賄われている。この学友会の中心となり運営をしていく組織として各学科から選出された学生で構成される学友会執行部が活動を行っている。学友会の主な活動としては、学園祭の企画・運営とサークルの統括である。例年は学園祭を毎年秋に2日間実施し、学生がすべての企画・運営にあたっているが、令和3（2021）年度はコロナ禍により、1日に変更した。年に2回行われる学友会総会は、執行部員が配付資料を作成し、事前に学友会協議会の場において学生委員会の指導を受け実施している。

サークル活動については、毎年新しいサークルができる一方で、休部するサークルも出てきている（備付-65）。指導体制については顧問教員を置き、指導・助言をしている。短期大学においては短い期間で部員が入れ替わっていくため、学生の自主活動を支援する上で顧問教員の存在意義は極めて大きいといえる。しかし、令和3（2021）年度はコロナ禍により、サークル活動を一部制限せざるを得なかった。サークルと学友会執行部には、サークル棟に部室が割り当てられている。部室の割り当てや使用施設のスケジュール等については、年度ごとに学友会執行部で協議・調整している。その他、新入生が新しい環境への不安を和らげ、1日も早く学園生活に慣れるように、2年生によるオリエンテーションを実施している（備付-58）。入学当初に各学科より選出された委員によって、10月にはオリエンテーション委員会が組織される。入学式を含めオリエンテーション期間は3日間のことではあるが、半年をかけ、学科紹介動画やお祝いグッズ（ポケットファイル）の学科表紙等の配付物の制作、各学科での諸事説明及び学内ツアーの計画等を準備している。この取り組みは、2年生委員の社会人基礎力の涵養につながっている。例年、入学式、オリエンテーション直前には、オリエンテーション委員のリーダーシップトレーニングという準備期間を2日間設け、学生指導を行っている。しかしながら、令和3（2021）年度はコロナ禍により、期間を1日に変更した。

学生食堂、売店に加え、学生の触れ合いの場として2ヶ所の学生ホールが設置され、昼食時や空き時間に利用されている。

学生寮「風早寮」は学内にあり、鉄筋コンクリート造（本館2階建て、別館3階建て）、居室は40部屋（冷暖房完備）整備されている。季節ごとの行事も盛んに行われており、準備・実施に際しては、学生支援課をはじめとした事務局も積極的に協力している。居室は個室の形態はとらず、2人での共同生活で、この共同生活から学生が学ぶものは大きい。在寮期間は1年としているが、1年から2年にかけての退寮者が少な

いことや、卒業後の訪問が多いことなどから、寮生活に対する高い評価が伺える。学生寮では、寮生による自治委員会が形成されている。学生寮は寮生にとって生活の場でもあることから、友人間の感情のもつれや設備の故障等の様々な問題が発生する。これらに対処するために、寮自治委員会役員をはじめ、一般寮生は日常的に学生支援課等へ相談を持ちかける体制ができています。学生委員会及び学生支援課は、寮生ミーティングや寮自治委員会役員会等にも要請がある場合必ず出席し、全寮生への指導も行っている。また、常駐の寮職員を配置し、寮の安全管理にあたっている。

通学手段として自動車通学は原則として禁止しており、学生は公共交通機関・自転車、徒歩等で通学している。なお、自転車通学の学生向けに駐輪場を設置している。

本学学生が採用された実績がある外部からの奨学金（学生支援機構の奨学金、各自治体の奨学金、各県の社会福祉協議会等が扱う「保育士修学資金貸付制度」、高等教育の修学支援新制度等）については年々増加傾向にあり、令和3（2021）年度では在学生の60%を超える学生が何らかの奨学金を受給している（備付-66）。本学独自の奨学金としては、入学後に各学科にて人物、学業ともに優れ、かつ、他の学生の模範とするに足ると認められる者に与えられる「学校法人九州学園釜瀬富士雄記念奨学生」（提出・規程集 57）、本学が定める資格を取得した者及び所属する団体の大会等において、そのスポーツ、コンテスト等で優勝するなど著しい活躍をしたと認められる者に与えられる「資格取得者等奨学金」（提出・規程集 58）等を設けている。また、入学試験に係る奨学生制度として、「特別奨学生（S）、特別奨学生（A）、音楽科ソリスト奨学生・準ソリスト奨学生」等、入学試験での成績優秀者への奨学金の他、「同窓生子女特別入試、同窓生特別入試、社会人特別入試」での入学者に対しても奨学金を支給している。

保健室は、体調不良及び疾病で利用する学生への応急処置対応が本来の業務であるが、入学後の環境の変化、ストレス等の悩みを訴える学生も多く、学生の来室件数は増加している。学生相談室は、専門のカウンセラーが常駐し、学園生活を送るうえでの様々な問題や悩みの解決をサポートするために開設されている（備付-67）。心理・進路・対人関係・性格等へのサポートやアドバイス等を行っている。学生相談室の運営にあたっては学生相談室運営委員会（提出・規程集 82）を設置し、毎月第1火曜日に教職員の委員が集まり、学生の相談状況を共有している。特に支援を要する学生については、当該学生の所属学科長及びクラス・アドバイザーと情報共有し、学科での対応を検討している。課題を抱えた学生への対処・指導については、FD・SD研修を行い、全学の教職員が対応できるように努めているが、令和3（2021）年度はコロナ禍により、学生相談室に関するFD・SD研修は開催できなかった。

学生の意見や要望は、毎年実施している「学生生活実態調査」を活用して把握するよう努めている（備付-51）。学友会が主催する行事等についての意見や要望は、定期的開催される学友会協議会で学生委員の教員と学生支援課職員が聴取し対応している。さらに、年に2回実施している教員と学生との個別面談において、学生の意見や要望を聴取している。学生からの意見や要望は学科会議で取り上げ、必要な場合は学生支援課又は関係する委員会に対応を依頼し改善を図っている。

留学生が在籍する場合には、日本語教育のために、留学生向け科目「日本語1」、「日本語2」、「日本の文化と社会1」、「日本の文化と社会2」及び「日本の文化と社会

3」を設定している。また、「留学生専門委員会」を組織し留学生の生活全般の支援を行うが、平成 25（2013）年度以降入学生はいない。ただし、平成 30（2018）年度は公益財団法人福岡県国際交流センターの海外福岡県人会の交流の一環として、福岡県移住者子弟留学生受入制度により、ブラジル福岡県人会からブラジル 3 世の子女を本学健康栄養学科の委託生として、1 年間受け入れ、「日本語 1」及び「日本語 2」を開講した。これに先立ち、「福岡女子短期大学委託生規則」（提出・規程集 69）を整備した。

社会人学生には前期の終わりに「社会人入門」の時間を利用し、学園生活全般にわたって意見の聴取を行っていたが、コロナ禍により、令和 2（2020）年度以降は実施していない。社会人学生についても、一般の学生と同様にクラス・アドバイザーが面談を行っており、学習の支援が必要な場合は学科で支援している。

障がい者の受入れのため、授業の点字プリント及びバリアフリー等の対応を行った。平成 29（2017）年度に聴覚障がいの学生が子ども学科に入学した時は、入学生に係るすべての授業で FM マイクを使用した授業を行った。平成 30（2018）年度に聴覚障がいの学生が健康栄養学科に入学した時は、座席の配慮や実習における配慮を行った。令和元（2019）年度には「障がいのある学生支援に関するガイドライン」（提出・規程集-85）を策定し、それに基づいて障がいのある学生の修学支援、合理的配慮を推進している。また、関係する教職員による「障がい学生支援会議」を年 2 回開催して、障がい学生の情報を共有している。

長期履修生に関しては、受入れのための規則等が整備されていないため、受入れ体制は整えていない。

本学では教養教育、専門教育及び正課外教育を一体とした全人教育を行っている。正課外教育では、学生の地域活動、地域貢献及びボランティア活動等の社会的活動がその中心と捉えている。そこで、平成 30（2018）年度から「正課外学修チェックシート」の作成を試み、令和元（2019）年度に、「正課外学修チェックシート」が完成した（備付-68）。これは、学生自身が正課外活動を自己評価することにより、正課外の学習成果を振り返るものである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会活動の参加等、正課外活動の参加の機会が減ったことから、令和 2（2020）年度からの「正課外学修チェックシート」を使ったアンケート調査は実施できず、学生の社会的活動を含む正課外活動の評価はできていない。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。



### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学の進路支援はキャリア支援課と各学科が連携して行っている。進路支援ための組織として、キャリア支援委員会（提出・規程集 117）を設置しており、種々の進路支援企画の実施や活動上の問題解決にあたっている。毎月の定例会議には各学科のキャリア支援委員とキャリア支援課職員が出席している。キャリア支援課では、就職及び進学相談、模擬面接、履歴書及びエントリーシートの作成支援等、常時学生の相談・対応・支援にあたっている。また、学生対応については対面を基本としながらも、希望者にはリモートによる支援を行っている。これらの支援で得られた学生の活動の情報等は、共有を目的として、毎週、当該学科すべての専任教員にメールで配信している。また、毎月の教授会では、学科ごとの進路決定状況を報告し、教職員全体で個々の学生の情報を共有している（備付-36）。

就職支援のための施設の整備については、キャリア支援課内に求人票ファイルの設置や、企業別説明会・合同説明会等の情報を掲示し、学生が随時最新の求人情報を収集できるようにするとともに、eラーニングサイトFWJConLineでも最新の求人情報を提供している。キャリア支援課内には、学生が就職活動に利用できるコンピュータを設置している。また、採用試験を受けた際には、受験報告書の提出を求め、後輩の就職活動の参考資料として活用している。上記以外にもキャリア支援課内には就職ガイドブック、履歴書の書き方及び面接質問集等、種々の書籍・情報を揃え、学生が常時自由に活用できるようにしている（備付-69）。

資格取得の支援については、秘書検定、漢字検定及び日商PC検定の出願受付を学内で行い、受験希望者が一定数に達した場合には本学で受験できるようにしている（備付-70）。また、本学が指定する資格を取得した際には、資格取得奨学金（6,000円～30,000円）を支給する制度を設けている（備付-71）。就職試験対策等の支援としては、正課授業においては必修科目である「社会人入門」において“働くことの意義・理解”、“社会人としての責任、働く卒業生から学ぶ”等の就職への接続を図る複数回の講座を設定し、1年次後期には学生のキャリア形成や就職活動の実践に必要な事柄の理解のために「キャリアプログラム」を開講している（提出-9）。なお、「キャリアプログラム」では毎回、出席学生に受講の感想や質問を提出させ、次の講義時に質問への回答を記載したプリントを配付することで不安や疑問の解消に努めている。その他、選択科目として社会人基礎力を学ぶ「キャリア演習」を開講し、学生の就職活動を支援している。また、キャリア支援課で行う、就職相談、模擬面接、履歴書及びエントリーシートの作成支援等の個別支援に加え、「学科ごとの進路オリエンテーション」をはじめ、各学科の特性に応じた正課外の進路支援セミナー、希望者を対象とした「一般就職・公務員対策特別講座」を実施している。総じて、きめ細かな支援を実施し、学生が将来、よりよき社会人・職業人になることを、1年次から意識させる取り組みを行っている（備付-72～73）。

学科ごとの卒業時の就職状況は毎年取りまとめ、次年度の「キャリアプログラム」、正課外の進路支援セミナーをはじめとした学生の就職支援に活用している（備付-36）。

進学支援については、全国の大学等から送られてくる編入学等の情報をキャリア支援課で管理し、ファイルを通じて随時学生に提供している。また、正課外の進路支援セミナーとして「編入学ガイダンス」を実施し、希望者から進学相談があれば、適宜対応している。留学については案内資料等を掲示し、情報を提供している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生委員会では、クラス・アドバイザー、学生相談室、保健室及び学生支援課等と連携して、課題を抱えた学生へ支援しているが、課題が解決されずに退学や除籍となる学生が出ている。特に、新型コロナウイルス感染症拡大は、対面によるコミュニケーション不足をもたらし、学生の心の健康を損なう傾向にあると思われる。このような状況を解決するためには、課題を抱えた学生への支援をテーマとした研修を実施し、教職員全員の理解と支援方法の共有を図る必要がある。また、令和2(2020)年度から新型コロナウイルス感染症に対応する学生の生活面、経済面及び健康面の支援を引き続き行っている。今後は、国の修学支援制度を十分活用するとともに、国の制度が及ばない経済的困窮学生への寄り添った支援が必要である。

学友会活動は学生数の減少に伴い、厳しい予算と限られた人数での運営を余儀なくされている。また、学園祭は、地域交流の機会の一つと捉えているものの、学生数の減少が一つの要因となり、地域の住民や団体等への働きかけの低下が生じることで出演・出品が減少し、高校生・地域住民・保護者等の参加は伸び悩んでいるのが課題である。しかし、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学園祭は中止となり、令和3(2021)年度は、1日だけのオンライン開催と変更せざるを得なかった。今後は、従前のような対面での開催も含めて、学園祭のあり方の見直しと開催の工夫が必要である。

社会貢献をする大学として、太宰府キャンパスネットワーク会議が主催するキャンパスフェスタに参加し、本学の活動をアピールしている。令和3(2021)年度も前年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、今後とも太宰府キャンパスネットワーク会議を通じて、太宰府市及び市内の各大学等と連携を深めていく必要がある。

寮生の日常生活は、友人間の小さなトラブルはあるものの寮自治委員会役員を中心にまとまっていて、概ね満足度は高い。しかし、集団生活になじめない学生から退寮者が数名出ているので、寮や学生支援課の職員による支援が引き続き必要である。また、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集団生活を回避したいという理由で退寮した学生も見受けられた。今後は、きめ細かい新型コロナウイルス感染症対策を行うことで、クラスターの発生を防止し、安心・安全な寮生活を送れるような取り組みが引き続き必要である。

本学では教養教育、専門教育及び正課外教育を一体とした全人教育を行っている。正課外教育では、学生の地域活動、地域貢献及びボランティア活動等の社会的活動がその中心と捉えている。そこで、平成30(2018)年度から正課外活動における学生の

学びを学生が自己評価できる仕組みづくりのために「正課外学修チェックシート」の作成を試み、令和元（2019）年度には、「正課外学修チェックシート」は完成した。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による社会活動の減少に伴い、令和2（2020）年度から開始予定だった「正課外学修チェックシート」を使ったアンケート調査は未だ実施できず、学生の社会的活動を含む正課外活動の評価はできていない。今後は、コロナ禍での学生の社会的活動の状況を踏まえた「正課外学修チェックシート」の見直し、アンケート調査の実施等により、正課外活動の評価システムの構築に努める必要がある。

障がいのある学生への対応としては、施設の整備とともに、支援体制の確立が必要である。そこで、令和元（2019）年度には障がい学生支援ガイドラインを策定し、それに基づいて障がいのある学生の修学支援、合理的配慮を推進しているところである。しかし、障がいのある学生への個々に対する支援を進めるためには、就学前から生徒、保護者及び高等学校の教諭等との緊密な連携や情報交換を重ねて、切れ目のない支援をしていく必要がある。また、関係する教職員による「障がい学生支援会議」の開催を増やすことで、障がい学生の情報共有を充実させる必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

社会貢献をする大学として、平成10（1998）年度から太宰府キャンパスネットワーク会議の一員として、太宰府市及び市内の高等教育機関と連携・協力を図っている。令和元（2019）年度からは、太宰府市長と学生の意見交換会が開催されることとなり、本学の学生も2名が毎回参加し、学生目線から太宰府市への要望や意見を伝えている。令和3（2021）年度も太宰府キャンパスネットワーク会議の学生連絡会が主催した「学生と市長との意見交換会」に学友会キャンパスネットワーク担当の学生が2名参加して、コロナ禍での学生生活の実情を市長に直接伝えることができたことは有意義なことであり、学生の発信力を高めるためにも引き続き取り組んでいきたい（備付-74）。

## <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の『平成 27 年度自己点検・評価報告書』においては、次のように記述した。

DP、CP を建学の精神、教育理念より策定したが、カリキュラム・マップは作成されていないため、今後検討していく。シラバスについては、平成 27 年度に学科 DP、CP、評価指標を加え、科目の準備学習をより詳細に記載した。今後も見直しを行っていく。「学修チェックシート」（学生の自己評価）や学生による「授業評価アンケート」を継続し、授業改善を行い、教育課程編成の見直しを行っていく。FD・SD を通じ、新たな授業・教育方法の改善を継続する。平成 27 年度は、4 学科共通の授業時間割見直しを行っており、4 限目以降に空き時間を確保できないか検討している。そのことにより、学生は正課外活動を行うことができる。また基礎学力が不足する学生や優秀な学生に対する学習支援についても改善を継続するが、時間が確保できることによるメリットは大きい。学生の就職支援も、変化する就職状況の分析を継続し行っていく。

前回記述した行動計画の実施状況は、次のとおりである

カリキュラム・マップについては、平成 28（2016）年度に作成し、平成 29（2017）年度から『学生便覧』に掲載している。

シラバスの内容は、定期的に見直しを行っており、平成 28（2016）年度以降、科目担当者に実務経験がある場合の職種名、科目ナンバー、事前事後学習の内容と時間、アクティブ・ラーニングの内容、フィードバックの方法及び ICT 活用等の項目を追加した。また、本学 Web サイトで公表するようにした。学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び評価指標（現在は学習成果）は、平成 29（2017）年度から『学生便覧』に掲載している。

「学修チェックシート」は電子化し、平成 29（2017）年度から eラーニングサイト FWJConLine で実施している。令和元（2019）年度から教員によるコメント欄を設け、個人面談を実施し、次期の目標を設定するようにしている。令和 2（2020）年度入学生から、学生が自己評価しやすいように GPA と関連させた 4 点法による評価に変更している。「授業評価アンケート」は継続して毎学期実施しており、教員は「授業改善計画書」を作成することにより授業改善に努めている。「学修チェックシート」は学習成果の獲得状況を把握する質的データとして、「就職受け入れ先から見た卒業生の評価について」の結果とともに学科で検討し、教育課程編成の見直しを行っている。

平成 28（2016）年度以降、eラーニングシステム、アクティブ・ラーニング、内部質保証、成績評価の基準、データサイエンス、ICT 活用、Moodle、動画教材作成及び Zoom 等の FD・SD 研修会を実施し、授業・教育方法の改善を行ってきた（備付-63）。

時間割については、見直しを行ったが、カリキュラム変更により科目数が増えたた

め4限目以降に空き時間を確保することは難しい状況にある。令和3(2021)年度は、コロナ禍により正課外活動はほとんど実施できていない。基礎学力が不足する学生等に対する学習支援は、各学科で授業の空き時間等に行っている。

前回の計画では、学生の就職支援について、変化する就職状況の分析を継続し行っていくこととしていた。募集環境については、本学で受理する求人の時期や増減の情報を専門職種ごとに継続的に分析し、そのデータを進路支援に活かしている。就職先の状況については、進路決定状況を、毎月の教授会において報告し、教職員が情報を共有しながら就職支援に活かしている。また、キャリア支援課における個々の学生に対する支援内容をまとめ、毎週、専任教員にメールで配信し、就職活動の情報を共有している。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

### 【基準Ⅱ-A 教育課程】

「学修チェックシート」では学習成果の自己評価を行っているが、実施時期を各学期の定期試験前に実施しているため、正しく自己評価ができていないと考えられる場合がある。正しく自己評価できる時期に実施するよう、実施時期を検討する。

令和3(2021)年度からアセスメント・チェックリストによるアセスメントを開始したところであり、今後もアセスメント・チェックリストの点検を行い、PDCAサイクルをさらに活性化し、教育改善に努める。

令和3(2021)年度から進研アドの「基礎力リサーチ」を開始し、教員は、「学修チェックシート」と成績データに加え、「基礎力リサーチ」の結果も含めて学生と個別面談による助言を行うことになったため、面談時間が不足することとなった。面談方法等を検討し、面談時間不足の改善に努める。

カリキュラム・マップと成績を紐付けして算出する「学修成果(DPの評価指標)ごとの成績」を令和3(2021)年度から全学科で導入して学習成果を量的に測定し、学科で学習成果の量的な獲得状況を共有している。学生が「学修チェックシート」で学習成果の獲得状況の自己評価を行う場合、現在のシステムでは学習成果に紐付けされた科目は表示されず、科目を確認するには『学生便覧』でカリキュラム・マップを見る必要がある。「学修チェックシート」で自己評価を行う場合に、システム上で各学習成果に関連する科目が表示されるようにするなど、学生が自己評価しやすい方法を検討する。

### 【基準Ⅱ-B 学生支援】

国の修学支援制度を十分活用するとともに、国の制度が及ばない経済的困窮学生への寄り添った支援を行っていくことで、コロナ禍での学生の生活面、経済面及び健康面の支援を引き続き行っていく。

学生数が減少する中で、地域住民・高校生・保護者等へ積極的に働きかけていくことができる学友会活動のあり方や、学園祭の開催方法等を検討し、改善に結びつくように学友会執行部を支援していく。

太宰府キャンパスネットワーク会議によるキャンパスフェスタを始めとする主催事業には積極的に参加するようにして、太宰府市及び市内の各大学等との交流と連携に努めていく。

きめ細かい新型コロナウイルス感染症対策を行うことで、クラスターの発生を防止し、安心・安全な寮生活を送ることができる取り組みを継続していく。

学生の正課外活動を評価・顕彰できる仕組みづくりの一環である「正課外学修チェックシート」を使ったアンケート調査については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないため、実施時期を検討し、正課外活動の評価システムが機能できるよう図っていく。

障がい学生支援ガイドラインに基づいた障がいのある学生への修学支援、合理的配慮を推進するために、関係する教職員による「障がい学生支援会議」を適宜開催して、障がい学生の情報共有の充実に努めていく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

## ○提出資料

なし

## ○提出資料-規程集

- 規程集 4 学校法人九州学園事務組織規則
- 規程集 5 学校法人九州学園事務分掌規程
- 規程集 6 学校法人九州学園文書処理規則
- 規程集 7 学校法人九州学園公印規則
- 規程集 8 学校法人九州学園就業規則
- 規程集 9 学校法人九州学園教職員育児・介護休業等に関する規則
- 規程集 10 学校法人九州学園教職員定年規則
- 規程集 11 学校法人九州学園教職員の再雇用に関する規則
- 規程集 13 学校法人九州学園特任教員規則
- 規程集 14 学校法人九州学園客員教員規則
- 規程集 15 学校法人九州学園教員の任期に関する規程
- 規程集 20 学校法人九州学園ハラスメント等防止規則
- 規程集 22 学校法人九州学園個人情報取扱規程
- 規程集 24 学校法人九州学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 規程集 25 学校法人九州学園経理規程
- 規程集 26 学校法人九州学園経理規程施行細則
- 規程集 27 学校法人九州学園固定資産及び物品管理規程
- 規程集 40 学校法人九州学園教職員給与規則
- 規程集 45 学校法人九州学園教職員退職一時金支給規程
- 規程集 46 教職員の役職手当に関する規則
- 規程集 47 学校法人九州学園出張規程
- 規程集 48 学校法人九州学園海外出張旅費支給規程
- 規程集 50 学校法人九州学園人事委員会規程
- 規程集 54 学校法人九州学園 SD 推進委員会規則
- 規程集 91 福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規則
- 規程集 93 福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則
- 規程集 98 福岡女子短期大学紀要刊行規程
- 規程集 103 福岡女子短期大学教員審査規程
- 規程集 104 福岡女子短期大学教員資格審査基準
- 規程集 111 福岡女子短期大学非常勤講師給与規程
- 規程集 120 福岡女子短期大学教員能力開発委員会規則

## ○備付資料

- 備付資料 23 2021 年度授業改善計画書
- 備付資料 31 2021 年度授業評価アンケート結果
- 備付資料 75 教員個人調書
- 備付資料 76 教育研究業績書
- 備付資料 77 非常勤教員一覧表
- 備付資料 78 専任教員年齢構成表
- 備付資料 79 『福岡女子短大紀要』第 85 号
- 備付資料 80 『福岡女子短大紀要』第 86 号
- 備付資料 81 『福岡女子短大紀要』第 87 号
- 備付資料 82 専任職員一覧表
- 備付資料 83 FD 活動状況 [令和元 (2019) 年度]
- 備付資料 84 FD 活動状況 [令和 2 (2020) 年度]
- 備付資料 85 FD 活動状況 [令和 3 (2021) 年度]
- 備付資料 86 SD 活動状況 [令和元 (2019) 年度]
- 備付資料 87 SD 活動状況 [令和 2 (2020) 年度]
- 備付資料 88 SD 活動状況 [令和 3 (2021) 年度]
- 備付資料 89 本学 Web サイト「教員が有する学位および業績」  
<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/teacher>
- 備付資料 90 専任教員の研究活動状況表
- 備付資料 91 外部研究資金獲得状況一覧表

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。



### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、短期大学設置基準に基づき、短期大学及び4学科の教員組織を編制しているが健康栄養学科については1名の欠員が生じていることから、教員公募により、補充を行うことができている。令和4(2022)年度からの教員体制を整えることができている。また、教職課程、栄養士養成課程、保育士養成課程及び司書課程等についても必要教員数を充足している。専任教員数・教授数は表Ⅲ-A-1のとおりである。

表Ⅲ-A-1 専任教員数・教授数(2021年5月1日現在)

学 科	専任教員数				助手	設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	学科の属する分野区分
	教授	准教授	講師	計					
健康栄養学科	3	1	0	4	3	5		2	家政関係
音楽科	3	4	0	7	0	5		2	音楽関係
文化教養学科	3	1	2	6	0	5		2	文学関係
子ども学科	3	4	1	8	0	8		3	教育学・保育関係
(小計)	12	10	3	25	3	23		9	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	3	0	1	4			4	2	
(合計)	15	10	4	29	3	27		11	

教員個人調書に示すとおり、専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表及びその他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、本学 Web サイトにおいてそれを公表している(備付-75~76、89)。また、学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて専任教員と非常勤教員を配置している(備付-77~78)。

非常勤講師の採用については、教務委員会において慎重に審査し、教授会において審議することとしており、学位、研究業績及びその他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

現在のところ、補助教員の配置は行っていないが、学科カリキュラム・ポリシーに基づき必要に応じて学科内の教員間で補助に入っている。

教員の採用及び昇任については、「学校法人九州学園就業規則」、「学校法人九州学園特任教員規則」、「学校法人九州学園人事委員会規程」及び「福岡女子短期大学教員審査規程」(提出・規程集 8、13、50、103)等を整備し、これらに基づいて適切に行っている。教員の採用及び昇任は、理事長の諮問に応じ、九州学園人事委員会において協議し、教授会に設置した教員審査委員会に教員資格審査を付託する。「福岡女子短期大学教員資格審査基準」(提出・規程集 104)に基づいて、資格審査が行われ、学長はその報告に基づき教授会に意見を求め、それを取りまとめた後、人事委員会の議を経て、理事長が採用及び昇任を決定する。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の学科・教員の研究活動は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて行われており、研究活動の状況は本学 Web サイトにおいて公表している（備付-89～90）。

科学研究費補助金の獲得状況については、研究代表者として獲得している研究課題が3件（令和元（2019）年度採択1件、令和2（2020）年度採択1件、令和3（2021）年度採択1件）、他大学の教員が研究代表者で本学の教員が研究分担者として獲得している研究課題が3件（令和3（2021）年度採択3件）となっている（備付-91）。

本学では、教員の研究活動を支援するために、「学校法人九州学園出張規程」、「学校法人九州学園海外出張旅費支給規程」、「福岡女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規則」及び「福岡女子短期大学における公的研究費の適正管理に関する規則」（提出-規程集 47～48、91、93）を整備している。

全教員に日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を受講するよう求めて研究倫理の遵守に努めている。

専任教員の研究成果を発表する機会として、『福岡女子短大紀要』を年に1回刊行しており、本学図書館 Web サイトに掲載している（備付-79～81）。

施設・設備としては、全教員に個人研究室を、各学科には、会議や学生指導に使用できる学科研究室を整備している。

専任教員は、学長の許可を得て、授業に支障のない範囲で研究及び研修等を行う時間を確保することができる。

教員の留学、海外派遣及び国際会議出席等に関する規程は整備していないが、教職員の海外研修及び海外出張等については、「学校法人九州学園海外出張旅費支給規程」（提出-規程集 48）及び「学校法人九州学園出張規程」（提出-規程集 47）を準用してい

る。

教員の教育活動については、「福岡女子短期大学教員能力開発委員会規則」（提出・規程集 120）を整備し、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。教員能力開発委員会主催の教員能力開発研修会は、ほぼ全教員の出席を得て、令和 3（2021）年度は 4 回（FD 研修会 2 回、FD・SD 研修会 2 回）開催した。また、同委員会は、教員相互による授業参観を実施し、学生による「授業評価アンケート」の結果に基づく「授業改善計画書」を各教員が作成・提出することにより、授業、教育方法の改善を行っている（備付-23、31、83～85）。

FD 研修会及び授業参観については、原則として事務職員も参加することとなっているため、教員及び事務職員は、容易に情報の共有を行うことができる環境にあり、教員と関係部署は連携して、学生の学習成果獲得向上に努めている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>**

学園の事務組織は「学校法人九州学園事務組織規則」（提出・規程集 4）に定めており、その規則に基づく「学校法人九州学園事務分掌規程」（提出・規程集 5）により事務分掌を明らかにしている。事務組織は、総務課及び財務課を配置する法人本部並びに庶務課、会計課、入試広報課、履修支援課、学生支援課、キャリア支援課及び図書館情報課から構成される。

事務局の各課には専門的な職能を持つ職員が配属され、各人の能力や適性を発揮できる環境が整えられている（備付-82）。

事務関連の諸規程については、以下のとおり整備している。これらの規程に基づいて各課の事務職員は遅滞なく分掌する事務をつかさどっている。

- 学校法人九州学園事務組織規則（提出・規程集 4）
- 学校法人九州学園事務分掌規程（提出・規程集 5）
- 学校法人九州学園文書処理規則（提出・規程集 6）
- 学校法人九州学園公印規則（提出・規程集 7）

学校法人九州学園個人情報取扱規程（提出-規程集 22）

学校法人九州学園経理規程（提出-規程集 25）

学校法人九州学園経理規程施行細則（提出-規程集 26）

学校法人九州学園固定資産及び物品管理規程（提出-規程集 27）

本学事務職員は次の各所に配置している。法人本部事務局長、総務課及び財務課は 8 号館 1 階事務室に、入試広報課、履修支援課及び学生支援課は 1 号館事務室に、キャリア支援課は 1 号館分室に配置し、図書館情報課は図書館内 2 階に設置する事務室に配置している。各部署それぞれ個々人のコンピュータ及び必要な情報機器、備品等を整備している。

SD 活動については、「学校法人九州学園 SD 推進委員会規則」（提出-規程集 54）を定め、事務局全課の責任者が委員として携わることにより、SD 活動の重点化を図っている。例年学内において事務職員対象の研修を実施しているが、令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症対策により実施していない。また、学外における当該部署に係る研修等に参加させることにより、分掌する事務についての職能向上を図っているところであるが、令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修の機会が少なく、オンラインで開催されるものについて可能なかぎり参加を促してきた。教職員全員を対象とした令和 3（2021）年度の SD 研修会は、2 回実施した（備付-86～88）。

日常業務の見直しや事務処理の改善については、事務局全体で取り組んでいる課題であり、引き続き推進していく。

事務局内の連携については、毎週開催する連絡会において、事務局長はじめ各課の責任者が情報を共有して、各部署を掌握する課長等の責任者が課員の意識の一致を図ることにより、関係部署間の連携を行っている。事務職員及び教員との連携については、教員を構成員とする各種委員会に担当課の責任者及び事務職員が出席し、情報と意識の共有を図っている。また、教授会に列席する各課の責任者から事務職員への情報提供が行われ、事務職員及び教員との連携が可能となっている。学長から、機会を捉えて学習成果の獲得向上について発信されていることから、事務職員は、そのことを常に意識し、教員及び関連部署と連携を図りながら支援している。具体的には、FD・SD 研修会、「授業評価アンケート」等を定期的に行い、授業及び教育改善等の推進を支援して、学生の学習成果の獲得向上に資するよう努めている（備付-31、83～88）。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

### ＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する規程は、「労働基準法」等の関係法令に基づき、次に示すとおり整備している。

- 学校法人九州学園就業規則（提出-規程集 8）
- 学校法人九州学園教職員育児・介護休業等に関する規則（提出-規程集 9）
- 学校法人九州学園教職員定年規則（提出-規程集 10）
- 学校法人九州学園教職員の再雇用に関する規則（提出-規程集 11）
- 学校法人九州学園特任教員規則（提出-規程集 13）
- 学校法人九州学園客員教員規則（提出-規程集 14）
- 学校法人九州学園教員の任期に関する規程（提出-規程集 15）
- 学校法人九州学園ハラスメント等防止規則（提出-規程集 20）
- 学校法人九州学園個人番号及び特定個人情報取扱規程（提出-規程集 24）
- 学校法人九州学園教職員給与規則（提出-規程集 40）
- 学校法人九州学園教職員退職一時金支給規程（提出-規程集 45）
- 教職員の役職手当に関する規則（提出-規程集 46）
- 学校法人九州学園出張規程（提出-規程集 47）
- 学校法人九州学園海外出張旅費支給規程（提出-規程集 48）
- 福岡女子短期大学非常勤講師給与規程（提出-規程集 111）

教職員の就業に関する諸規程については、新任者に向けてガイダンスを行い、周知に努めている。諸規程が制定・改正された際は、教授会において説明することにより教員への周知を図っている。事務職員に向けては、事務局長及び各課の責任者が出席する連絡会において示すことにより事務局全体への周知を図っている。九州学園の諸規程は、学内限定の教職員専用 e ラーニングサイトから『九州学園規則集』をすべての教職員が閲覧できるようになっている。

教職員の就業にかかる事務については、総務課が担当し、出勤簿、休暇簿、出張伺、研修願、出講願及び人事記録等で適正に管理している。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

福岡女子短期大学紀要刊行規程（提出-規程集 98）第 9 条に「紀要は、毎年度 2 回刊行することを原則とする」となっているが、ここ数年は年 1 回の刊行となっているため、年 2 回刊行できるように、教員は研究活動の成果発表の場である『福岡女子短大紀要』の充実に努める必要がある。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

なし

## ○提出資料-規程集

- 規程集 25 学校法人九州学園経理規程
- 規程集 27 学校法人九州学園固定資産及び物品管理規程
- 規程集 32 学校法人九州学園防火・防災管理規程
- 規程集 35 学校法人九州学園情報セキュリティ基本方針
- 規程集 36 学校法人九州学園情報セキュリティ対策基準
- 規程集 121 福岡女子短期大学図書館規則
- 規程集 122 福岡女子短期大学図書館運営委員会規則
- 規程集 123 福岡女子短期大学図書館資料管理規則

## ○備付資料

- 備付資料 40 「社会人入門」に関する資料
- 備付資料 92 九州学園配置図・平面図
- 備付資料 93 図書館平面図
- 備付資料 94 大規模災害対応基本マニュアル
- 備付資料 95 太宰府市との災害時における避難所施設利用に関する協定書

## [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。

- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学の校地は、128,400 m<sup>2</sup>で、校地基準面積 4,800 m<sup>2</sup>を充たしている。

運動場は、18,868 m<sup>2</sup>で適切な面積を有している。

校舎面積は、26,173.66 m<sup>2</sup>で、短期大学設置基準の規定を充たしている。

障がい者に対してのバリアフリー化は、現在、6号館及び体育館以外は整備が完了している。また、多目的トイレを1号館に1ヶ所、障がい者トイレを7号館の各階に各1ヶ所及び図書館1ヶ所設置している。なお、点字ブロック等の整備は現在行っていない。

学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行う講義室、演習室及び実験・実習室については、講義室 32 室、演習室 6 室、実験実習室 12 室、コンピュータ演習室 7 室、音楽レッスン室 13 室、ピアノ個人練習室 28 室、演奏室、合奏室及びメディアスタジオを各 1 室整備している（備付-92）。

通信による教育は行っていない。

学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うために、健康栄養学科の実習実験用設備、音楽科の楽器、文化教養学科の情報機器、子ども学科のピアノ及び保育実習用設備等を整備している。

図書館棟はキャンパス入口付近にあり、最上階を除く 1～4 階が図書館占有スペースである。事務室等を含めて総床面積は 2,576 m<sup>2</sup>、座席数は 326 席（うち一般閲覧席 239 席）で、学生数に充分に対応できる（備付-93）。所蔵資料は、図書 13.8 万冊、学術雑誌 419 タイトル、視聴覚資料は 7,835 点である。購入図書の選定については、「福岡女子短期大学図書館規則」（提出・規程集 121）、「福岡女子短期大学図書館運営委員会規則」（提出・規程集 122）によって対応している。購入する資料の選択は、全教職員を対象に購入希望を調査する等、本学の教育及び研究活動に対する有用性について十分留意するとともに、学生の主体的な学習活動や学習に対する興味、関心（学生リクエスト）等を勘案して、図書館運営委員会において選定し、館長の承認のもとで行っている。また、図書の廃棄については、「福岡女子短期大学図書館資料管理規則」（提出・規程集 123）に基づいて、特色ある蔵書構成を考慮したうえで、廃棄資料を選定し、図書館運営委員会の議を経て実施している。参考図書、関連図書については、授業担当教員からの推薦により購入し、図書館に整備している。

体育館は、2,237.85 m<sup>2</sup>を有しており、バレーボールコート 2 面、バスケットボールコート 2 面を設定できる。

本学では、e ラーニングサイト FWJConLine によるオンデマンド型及び Zoom によるオンライン型の遠隔授業を実施している。コロナ禍の遠隔授業期間中は、自宅にインターネット接続環境がない学生に対して、学内に遠隔授業を受講できる教室等を設

定した。無線 LAN は、1 号館全教室、図書館、学生控室 2 ヶ所及び学生食堂等に整備している。また、自宅にコンピュータやタブレット端末等がない学生には、大学で貸与用ノート PC を用意し、希望する学生に貸出した。教員用として、遠隔授業の収録・編集・配信システムをメディアスタジオ及び 733 教室に設置している。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

学園の規則として、「学校法人九州学園経理規程」（提出・規程集 25）を制定し、会計処理及び計算書類の作成に係る基準を定めるほか、金銭会計、資金会計、固定資産会計及び物品会計の取り扱いを定めて固定資産や物品の範囲を規定している。

固定資産の取得や物品調達及び管理の詳細については、「学校法人九州学園固定資産及び物品管理規程」（提出・規程集 27）を設けて適正な管理運営に努めている。

防火・防災対策のため「学校法人九州学園防火・防災管理規程」（提出・規程集 32）を整備し、火災・地震に際しての安全確保のため消防設備及び電気設備等の定期点検を実施している。

防災教育及び防災訓練については、令和元（2019）年度までは教職員の防火・防災訓練にとどまっていたが、令和 2（2020）年度から年に 1 回、「社会人入門」の時間帯を利用して全学一斉の避難訓練を行っている（備付-40）。頻発している大規模災害への対応として、平成 30（2018）年度に学生用及び教職員用の「大規模災害対応基本マニュアル」を作成し、e ラーニングサイト FWJConLine 及び本学 Web サイトに掲載して全学的な周知に努めている（備付-94）。なお、地域住民の避難場所として体育館を開放する等、太宰府市と防災協定を締結している（備付-95）。防犯対策としては、正門に守衛室を設け、警備会社から派遣される警備員を配置している。学内の風早寮には玄関にカードキーシステムを設置し出入りを制限できるようにしている。また、防犯カメラを風早寮周辺及びロッカー室等の重点箇所を設置して安全を確保している。

コンピュータシステムについては、情報処理室を設置して一体的に管理運用を行っている。学内 LAN とコンピュータシステムに対しては、「九州学園情報セキュリティ基本方針」及び「九州学園情報セキュリティ対策基準」（提出・規程集 35～36）に基づき、セキュリティ対策を行っている。学外から学内へのセキュリティは、ファイアウォールを設置し、不正アクセスを遮断することにより対策している。また、コンピュー



ウイルス対策として、ファイアウォールでウイルス対策を行い、さらに全学的にアンチウイルスソフトを導入している。学生の基本情報及び成績等の重要な情報は、事務システムで管理している。事務システムは、事務システム専用ファイアウォールを設置して学内 LAN に接続されており、学内からのアクセスも制限している。このように、二重のファイアウォールによる対策により、高度なセキュリティを確保している。

省エネルギー対策については、光熱水費の削減目標を毎年設定し、デマンド監視装置の設置、空調機器の温度設定等を行うほか、太陽光パネルの設置や、省エネタイプの空調システムへの順次変更、併せて電力供給会社の見直し等を行い、目標を達成している。また、地域貢献も兼ねて古紙・古新聞等は近隣の子ども会に 2 ヶ月に 1 度、定期的に回収してもらうことで紙資源の有効利用を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎については、6 号館及び体育館のバリアフリー化を計画的に整備していかなければならない。音楽科の校舎移転に伴い空き校舎となっている 3 号館及び 4 号館については耐震基準を満たしていないこともあり、防災・安全管理面から取り壊しの具体的なスケジュールを策定しなければならない。現在使用している機器・備品等で耐用年数を超えているものについては、計画的に更新していく。

防犯対策については、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえつつ、地域社会へ貢献できる開かれた大学としての一般の方へのキャンパス開放の方策と、学生の安全対策との兼ね合いを検討する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

○提出資料

提出資料 9 『2021 年度講義要項』  
(Web 版) [http://midori-system.jp/fwjc\\_syllabus2021/](http://midori-system.jp/fwjc_syllabus2021/)

○備付資料

備付資料 63 FD・SD 研修会一覧  
備付資料 92 九州学園配置図・平面図  
備付資料 96 九州学園ネットワーク構成略図  
備付資料 97 総合情報ネットワークシステム利用同意書・誓約書

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学園には情報処理室を設けており、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。本学の情報系教員が情報処理室を兼務し、情報ネットワークの管理、サーバのハードウェア及びソフトウェアの管理並びに教育システムの運用管理の技術支援等を担っている。その他の技術的資源・設備には、音楽室・ピアノ等の楽器、調理関係の実習室・器具・設備及び理化学実験の実験室・器具・設備等があり、これら施設設備の充実を図っている。

学生に対しては全学科を対象とする教養教育科目に、情報技術の向上に関する科目として「基礎情報科学演習 1」及び「基礎情報科学演習 2」を設けている。1 年次前期に開講される「基礎情報科学演習 1」は全学科必修であり、e ラーニングサイト

FWJConLine の使用法を学ぶ科目でもある（提出-9）。教員に対しては情報技術の向上に関する研修会を毎年開催しており、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度はコロナ禍の授業に対応するため、eラーニング、Zoom 及び動画教材の作成等の遠隔授業等に関する研修会を実施し、教職員の技術向上を図った（備付-63）。

本学の教育用情報システムを利用するためにはアカウントが必要であり、新入生及び新任教員から利用規約に同意を得た上でアカウントを発行している（備付-97）。情報処理室では、学生及び教職員のアカウントの運用・管理、教育用ネットワーク及びサーバの運用・管理、コンピュータ室の運用・管理、ソフトウェアの更新等を行い、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。その他の技術的資源・設備には、ピアノ及び電子オルガン等の楽器、調理関係の器具・設備、理化学実験器具・設備等があるが、これらの維持管理・更新は、各学科と事務局が協議して行っている。

情報機器及びソフトウェアの導入・更新に関しては、法人の情報処理室が企画・立案し、実行している。全学科共通で使用する講義室の設備等については、履修支援課でとりまとめ、必要な改善を要望している。各学科の技術的資源は、学科の要望をとりまとめ、事務局で見直しを行っている。

学生が使用するコンピュータは、721 教室 10 台、722 教室 18 台、723 教室 32 台、731 教室 45 台、732 教室 18 台、734 教室 64 台、744 教室 64 台、キャリア支援課に 5 台、図書館に 9 台を設置している（備付-92）。7つのコンピュータ演習室のコンピュータは、講義のない時間はいつでも使用できる。その他、健康栄養学科では、栄養計算ソフトが使用可能なコンピュータを 3 台、その他のコンピュータ 4 台、計 7 台を設置している。子ども学科学習室では、コンピュータ 6 台を設置している。学生食堂、学生控室 1、学生ホール 2 及び図書館には無線 LAN があり、学生所有のスマートフォン等も自由に使えるようにしている。1 号館全教室には授業用無線 LAN 環境があり、授業貸出用として 50 台の iPad を用意し、アクティブ・ラーニングが可能な環境を整備している。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔授業用の教材収録・編集・配信システムと学生貸与用のノート PC を整備した。

学内 LAN は、学生及び教職員が利用する教育用ネットワークと事務局が利用する事務ネットワークから構成され、事務ネットワークは、ファイアウォールを経由して教育用ネットワークに接続されている（備付-96）。教職員全員のコンピュータは、教育用ネットワーク又は事務ネットワークに接続されている。情報機器の更新は定期的に行っており、令和 2（2020）年度には eラーニングサイト FWJConLine を更新し、令和 3（2021）年度には学内 LAN の通信機器及びサーバの更新を行った。

本学では、ほとんどの教員がコンピュータで授業資料を準備して授業を行うため、ほぼすべての講義室にプロジェクタ、スクリーン及びコンピュータを設置している。また、eラーニングサイト FWJConLine を使用して、授業及び学生とのコミュニケーションを行っている。さらに、コロナ禍によりオンライン授業が必要となったことから Zoom を導入し、効果的な授業を行っている。

本学には、7室のコンピュータ演習室及びビデオ教材収録・編集・配信システムを設

置したスタジオがあるが、CALL 教室は備えていない。マルチメディアへの対応については、ほぼすべての講義室において、コンピュータ及び資料提示装置の画面を切り替えてプロジェクタに投影できる設備があり、様々な教材を学生に提示できる環境を整備している。

**<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>**

コロナ禍における遠隔授業の浸透とともに、全教員が授業において e ラーニングサイト FWJConLine を利用するようになったが、遠隔授業の円滑な運営のためには教員のさらなる ICT スキルの向上が必要である。

**<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>**

特になし。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

- 提出資料 15 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
- 提出資料 16 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
- 提出資料 17 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
- 提出資料 18 「財務状況調べ」[書式 4]
- 提出資料 19 令和元（2019）年度資金収支計算書・資金収支内訳表
- 提出資料 20 令和2（2020）年度資金収支計算書・資金収支内訳表
- 提出資料 21 令和3（2021）年度資金収支計算書・資金収支内訳表
- 提出資料 22 令和元（2019）年度活動区分資金収支計算書
- 提出資料 23 令和2（2020）年度活動区分資金収支計算書
- 提出資料 24 令和3（2021）年度活動区分資金収支計算書
- 提出資料 25 令和元（2019）年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 提出資料 26 令和2（2020）年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 提出資料 27 令和3（2021）年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 提出資料 28 令和元（2019）年度貸借対照表
- 提出資料 29 令和2（2020）年度貸借対照表
- 提出資料 30 令和3（2021）年度貸借対照表
- 提出資料 31 令和3（2021）年度事業活動報告書
- 提出資料 32 令和4（2022）年度事業計画
- 提出資料 33 令和4（2022）年度予算書

## ○提出資料-規程集

- 規程集 28 学校法人九州学園資産運用規程
- 規程集 50 学校法人九州学園人事委員会規程

## ○備付資料

- 備付資料 14 2021年度就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート結果
- 備付資料 53 2021年度卒業生アンケート調査結果
- 備付資料 98 福岡女子短期大学応援募金パンフレット
- 備付資料 99 財産目録及び計算書類 [令和元（2019）年度]
- 備付資料 100 財産目録及び計算書類 [令和2（2020）年度]
- 備付資料 101 財産目録及び計算書類 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 102 令和3年度経営改善計画書

**[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

**<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>**

過去 3 年間、資金収支及び事業活動収支は、支出超過となっている。事業活動収支の支出超過理由としては、学生募集の状況が厳しく学生数の減少により収入規模が縮小しているためである。（提出-15～27）

貸借対照表の状況は健全に推移し、現在のところ本学の存続を可能とする財務状況は維持されている（提出-17、28～30）。

短期大学及び法人全体の財政状況については、法人事務局財務課において、すべての設置校の資金管理及び運用等を行っているため常に把握できるようになっており、現在のところ短期大学を維持する財源は確保されている（提出-18）。

退職給与引当金については、目的どおりに引き当てられており、資産運用について

は「学校法人九州学園資産運用規程」（提出・規程集 28）に基づき元本リスクの少ない定期預金により、適切に運用を行っている。

教育研究経費は経常収入の過去 3 ヶ年平均で 62.7%であり、適切とされる 20%を大幅に超えている。

教育研究用の設備及び教育資源（図書等）についても、教育研究の質を維持するため毎年計画的に予算配分を行っている。平成 30（2018）年度は音楽科の旧福岡国際大学校舎への移転に伴う改修工事を行い、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度には遠隔授業、分散授業に対応できるよう学内 LAN の更新や学生貸与用ノート PC の整備を行う等、学習環境の充実を図っている。

会計監査法人の監査意見については、会計監査の折に理事長、学長及び法人事務局長へのヒアリング並びに意見交換が行われており、適切に対応されている。

寄付金の募集については福岡女子短期大学応援募金を実施している（備付-98）。なお、入学時の寄付募集及び学校債の発行は行っていない。

本学における入学定員充足率及び収容定員充足率については、各学科とも 3 年間定員を充たしていない状況である。今後は、入学定員確保に努め、収容定員充足率の改善を図る。

支払資金及び内部留保は現在のところ確保されているので、健全な財務体質維持のため、継続的に学生確保の強化及び経費の節減に努めている。

毎年度の事業計画及び予算は、短期大学及び法人全体の経営改善計画に伴う中・長期計画に基づき、関係部門の意見を集約して適切な時期に決定しており、決定した事業計画及び予算を速やかに関係部門に伝え、適正に予算を執行している（提出-31～33）。日常的な出納業務は財務課で適正に処理されており、経理責任者である法人事務局長を経て理事長に適時報告している。また、資産及び資金の管理と運用は安全かつ適正に記録・管理し、月次の資金収支状況については経理責任者である法人事務局長を経て理事長に報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

## [注意]

## 基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

## &lt;区分 基準Ⅲ-D-2 の現状&gt;

本学は、平成 28（2016）年度に開学 50 周年を迎え、今後も総合教養短期大学として、建学の精神「強く、正しく、優しく」のもと、地域社会の要請に応える女性を育成していくことが本学の使命であると考えている。

本学の強みは、まず伝統ある短期大学として約 2 万 9 千名の同窓生が各界で活躍していることであり、同窓会「風早会」は活発に活動している。福岡県唯一の音楽科を設置していることも特筆できる。本学は、自然豊かで広い校地面積を有し、歴史的な価値が高い文化遺産の宝庫である「太宰府」に立地している。開学当初から地域社会との交流を盛んに行っており、これからもさらに連携を強めていく。また、本学では教養教育の充実を図り、進路指導體制を整えて高い就職率を誇っている。しかしながら、18 歳人口の減少、女子の 4 年制大学志向等、短期大学を取り巻く環境は厳しい。

学生募集対策については、学長のリーダーシップのもと、広報活動の基本方針を策定し、企画を立案し、行動計画を実施するにあたり、広報委員会を中心に学生募集広報活動体制を整えている。また、本学園の理事、監事、学長、法人事務局長及び各学科長等によるロードマップ会議を定期的に行うことで、各学科の入学者獲得目標数を明確にし、学生募集活動指針を検討している。なお、受験生向けには、進学支援業者の媒体への掲出や会場・高校内ガイダンス（出張講座等）の参加ほか、高等学校進路指導室への訪問を要所で実施した。オープンキャンパスでは、コロナ禍での開催となったが、参加人数を制限し、参加者とその保護者向けに個別の対応を手厚く行うことで、広報活動の充実を図っている。なお、学納金は、経済社会の変動による諸経費の負担増等、教育活動を行ううえで本学の経営にも影響を及ぼしていることから、学納金を総合的に見直し、令和 3（2021）年度に改正した。

人事計画においては、理事長を委員長とする「九州学園人事委員会」を設置し、教員の採用及び昇任を行う場合にはこの委員会において教育上の必要性、経費等を総合的に判断し、承認後に選考を行っている（提出・規程集 50）。

施設設備については、平成 24（2012）年度に 1 号館、2 号館及び学生寮の改修・耐震工事を、平成 25（2013）年度には 5 号館の改修工事及び正門周辺の環境整備工事を、音楽科については、併設大学の廃止に伴って同大学校舎への移転を平成 30（2018）年度に行った。令和 2（2020）年度から文部科学省の補助金により遠隔授業を効果的に運用できるように、ビデオ教材収録・編集・配信システムの整備を行っている。本学で



は ICT 活用を推進するため、ICT 関連設備の整備に取り組んでおり、ポストコロナを見据えた設備の検討を行っている。

外部資金の獲得については、「私立大学等改革総合支援事業」をはじめとする競争的資金の獲得を目指している。遊休資産については、資産の処分を含め効果的な資産の運用方法の具体的な検討を始めている。

定員管理については、定員を充足していないため、収支のバランスが取れていない状況である。入学定員の適正化を図るために令和 3（2021）年度から健康栄養学科の入学定員を 70 人から 50 人に、音楽科の入学定員を 80 人から 50 人に変更し、短期大学全体の入学定員が 290 人から 50 人減の 240 人となり、入学定員充足率を上げることができた。

学内に対する経営情報の公開及び危機意識の共有については、毎年、年頭に理事長より全教職員に対し本学の状況及び事業計画等の説明が行われている。教授会においても、財務状況及び経営改善計画を説明して危機意識の共有を図っている。

本学は、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当するため、経営改善計画を策定している（備付-102）。計画の概要は、次のとおりである。

財務状況については、長期にわたり支出超過が続いていることから、平成 30（2018）年度から文部科学省高等教育局私学部参事官の指導にもとづく、経営改善計画（平成 30 年度～令和 4 年度）を策定し、経営の安定化を目指して改善に向けての努力をしている。

教学改革計画として平成 30（2018）年度から 3 学科（健康栄養学科、文化教養学科、子ども学科）の名称変更を実施した。令和 3（2021）年度から健康栄養学科の入学定員を 70 人から 50 人に、音楽科の入学定員を 80 人から 50 人に削減した。

学生募集対策による学生生徒等納金計画については、積極的に進学ガイダンス・高等学校内ガイダンスとオープンキャンパスの回数を増やすことにより、入学定員の学生を確保する方策を行っている。一方で近郊の競合他大学とのバランスを図りながら令和 2（2020）年度入学者から学生生徒等納金の一部値上げを実施した。

人事政策及び人件費の削減計画については、専任教員数が大学設置基準のもとで適正な教員数となるように人員計画に沿って配置を行っている。事務局については業務の見直しをはじめ退職者の不補充等、必要最小限の職員を配置し、学生に対する教育及びサービスの質を低下させないようにしている。令和元（2019）年度からは昇給停止、期末勤勉手当減額支給を行い人件費の抑制を行っている。

外部資金の獲得については、文部科学省等の申請可能な補助金の獲得に努めている。

科学研究費補助金の確保については、積極的に科学研究費補助金を申請するよう促している。

遊休資産の処分等の計画については、「湯沢研修所敷地（九重町）」及び「福岡女子短期大旧学生寮の跡地」等の資産の処分を行うことを計画している。

施設等整備計画については、平成 30（2018）年度に旧大学校舎の改修工事を行い音

楽科の移転が完了した。また、令和 2（2020）年度に体育館の耐震工事が完了することで耐震化率が 100%になった。

借入金等の返済計画について、運用資金として令和 2（2020）年度 5,000 万円（7 年）、令和 3（2021）年度 5,000 万円（3 ヶ月）の借り入れを行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学は、長期にわたり学生の定員確保を果たせないことから、毎年度大幅な支出超過が続いている。このことにより文部科学省高等教育局私学部参事官及び私学事業団の指導のもと、経営改善計画書を提出している。本学の経営安定のため、経営改善計画書に基づいて確実に履行していくことが重要課題である。今後、経営改善計画の履行にあたっては、学生募集活動を強化して、定員の確保に努めていかななくてはならない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 26（2014）年度入学者から実施したカリキュラムの検証を行い、それに伴い組織の検討、見直しを行うこととしていた。その結果、平成 28（2016）年度から、教育改革に着手し、平成 30（2018）年度に 4 学科中 3 学科について学科名称の変更を行った。重点化する授業科目には人的資源を投入するための教員採用を行った。この措置により、重点化した授業科目については、教育支援が充実し、教育の質の向上が見られる。人的資源にはかぎりがあるため、今後も適正な配置に努めていく。

防災対策については、令和 2（2020）年度から「社会人入門」の時間を利用して、全学生・教職員一斉に避難訓練を実施し、以後、毎年 1 回は全学生を対象とした訓練を行っている。頻発している大規模災害への対応として、平成 30（2018）年度に学生用及び教職員用の「大規模災害対応基本マニュアル」を作成し、e ラーニングサイト FWJConLine 及び本学 Web サイトに掲載して全学的な周知に努めている（備付-94）。

省エネルギー対策については、空調システムや照明を省エネタイプへ順次更新しており、今後も継続して行っていく。

入学者数については思うような結果を出せていないが、令和 3（2021）年度から各学科の学生募集状況改善・教育改革のロードマップを作成し、毎月、各学科が外部理事及び監事よりヒアリングを受け、実施状況の確認及び改善を重ねて、学生募集活動へ活かしている。また、職業教育の効果を測定・評価するため、「就職受け入れ先から見た卒業生の評価に関するアンケート」及び「卒業生アンケート」を実施し、調査結果を学科会議で検証して改善策の検討を行い、部科長会議にて報告するとともに、次年度以降の教育方法及びカリキュラム変更に活かしている（備付-14、53）。

短期大学における危機意識の共有については、部科長会議及び教授会等で都度、財務状況、経営改善計画等の状況を説明している。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学は、文部科学省高等教育局私学部参事官室及び私立学校振興・共済事業団の指導を受け、経営改善のための行動計画を履行しているところである。経営の基盤である学生の確保が厳しい現状の中、いかに経営を安定化させるかが課題である。行動計画の検証と修正を丹念に行うことにより、学生募集活動の更なる改善、教育課程や教育内容の改善を行い、入学定員の確保に努める。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

- 提出資料 34 学校法人九州学園寄附行為  
提出資料 35 令和元（2019）年度 学校法人九州学園理事会議事録  
提出資料 36 令和 2（2020）年度 学校法人九州学園理事会議事録  
提出資料 37 令和 3（2021）年度 学校法人九州学園理事会議事録

## ○提出資料-規程集

規程集

## ○備付資料

- 備付資料 103 理事長の履歴書  
備付資料 104 学校法人実態調査表 [令和元（2019）年度]  
備付資料 105 学校法人実態調査表 [令和 2（2020）年度]  
備付資料 106 学校法人実態調査表 [令和 3（2021）年度]  
備付資料 108 本法人 Web サイト <https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/hojin/>  
備付資料 109 福岡女子短期大学ガバナンス・コード

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識してい

る。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、九州学園の学園祖及び本学開学者の教育への思いを学校法人運営の礎とし、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解して、本法人の目的を実現するために、教学のリーダーである本学学長及び事務局を統括する法人事務局長と共に学校法人の健全な運営に努めている。

本法人は、私立学校法及び寄附行為に準拠した適正な法人運営を行っている。寄附行為第 3 条に「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有能な人材を育成することを目的とする。」と定めており、その実現のために、教員等人的資源を確保し、物的資源の整備、充実に努め、経営の安定化に向けた対策を講じている。理事長は、寄附行為第 11 条に基づき、本法人を代表し、すべての業務を総理している（提出-34）。

理事長は、寄附行為第 15 条第 1 項第 4 号に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。監事は、毎回理事会に出席し、本法人の業務及び財産の状況を把握している。

寄附行為第 16 条第 2 項において、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定められていることに基づき、理事会は、学校法人の目的実現のための業務について決定し、理事の職務の執行を監督している。同じく寄附行為第 16 条第 3 項に基づき理事長は、理事会を招集し、議長を務め、予算、決算、事業計画、規程等の制定及び改正等について審議を行い、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会の開催については、8 月以外は毎月開催することを原則とし年間 10 回から 12 回程度の開催としていたが、令和 3（2021）年度においては、コロナウイルス感染症のまん延により 2 か月に 1 回開催することとし、6 回開催した（提出-35～37）。

理事会は、社会的責任を果たすうえで、自己点検・評価を行うことが重要であることを認識しており、理事長及び学長は、自己点検・評価によって顕在化する課題への対応を図るために、相互に協力する体制を作っている。

理事会は、短期大学の発展のために、地域社会、卒業生等広く意見聴取を行っており、また、理事は、関係機関の協議会及び研修等に参加することにより情報を収集し、教育の質の向上と経営の健全化に努めている。

本法人の寄附行為第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、」と謳っており、法改正に対して迅速な対応を図るなど、理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任を有することを認識している。

本法人は、私立学校法の定めるところに従い、本法人 Web サイトに財務情報を公表しており、平成23(2011)年4月以降は学校教育法施行規則等の改正に伴う教育情報の公表を実施している(備付-108)。

理事会は、寄附行為をはじめとする学校法人運営及び短期大学運営に関する諸規程を整備している(提出-規程集)。

理事については、3名の常勤理事はもとより、4名の非常勤理事についても、学校法人の建学の精神、教育理念の理解を共有している。常勤理事については、前学長である理事長、副学長を務めた学長及び長年にわたり事務局を束ねて法人運営を支えてきた事務局長の3名である。4名の非常勤理事については、九州国立博物館館長、太宰府天満宮権宮司、国立大学元教授及び元大学教授と、多彩な構成員であり、全理事が法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

理事は、私立学校法第38条及び寄附行為第6条の規定に基づき、選任条項1号(学長等)が1名、同2号(評議員)1名、同3号(学識経験者)5名が規定の手続きを経て選任されている。一方、理事及び監事は、寄附行為第10条第2項第4号に、私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったときは退任することが定められている。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップは適切に機能しているが、厳しい社会情勢の中、本法人の経営の安定化に向けて、管理運営体制を強化するとともに管理責任を果たすため、令和3(2021)年9月に策定した福岡女子短期大学ガバナンス・コードを規範として、今後を見据えた経営の改善と教学の改革を引き続き推進していく(備付-109)。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

- 提出資料 5 福岡女子短期大学学則
- 提出資料 39 令和元（2019）年度 教授会議事録
- 提出資料 40 令和2（2020）年度 教授会議事録
- 提出資料 41 令和3（2021）年度 教授会議事録

## ○提出資料-規程集

- 規程集 16 学校法人九州学園学長選考規則
- 規程集 65 福岡女子短期大学教授会規則
- 規程集 66 福岡女子短期大学自己点検・評価実施規則
- 規程集 81 福岡女子短期大学学生懲戒手続規程
- 規程集 98 福岡女子短期大学紀要刊行規程
- 規程集 113 福岡女子短期大学部科長会議規則
- 規程集 114 福岡女子短期大学教務委員会規則
- 規程集 115 福岡女子短期大学教職課程専門委員会規程
- 規程集 116 福岡女子短期大学学生委員会規則
- 規程集 117 福岡女子短期大学キャリア支援委員会規則
- 規程集 118 福岡女子短期大学入学試験委員会規則
- 規程集 119 福岡女子短期大学広報委員会規則
- 規程集 120 福岡女子短期大学教員能力開発委員会規則
- 規程集 122 福岡女子短期大学図書館運営委員会規則

## ○備付資料

- 備付資料 109 福岡女子短期大学ガバナンス・コード
- 備付資料 110 学長個人調書
- 備付資料 111 教育研究業績書
- 備付資料 112 部科長会議議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 113 教務委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 114 教職課程専門委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 115 学生委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 116 キャリア支援委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 117 入学試験委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 118 広報委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 119 教員能力開発委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 120 自己点検・評価委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 121 図書館運営委員会議事録 [令和3（2021）年度]
- 備付資料 122 紀要編集委員会議事録 [令和3（2021）年度]

**[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

**<区分 基準IV-B-1 の現状>**

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会において広く意見を求め、その意見を参酌して最終判断を行っている。

学長は、前々学長及び前学長のもとで副学長を務め、その豊富な知見を教育及び大学運営に有効に用いて、リーダーシップを発揮している。

学長は、建学の精神を深く理解し、それに基づく教育研究を推進し、本学の向上・充実に努めている。

学生に対する懲戒の手続きについては、学則第 40 条及び教授会規則第 3 条に基づき、学生懲戒手続規程を定め、学長が決定することと定め、実施している（提出・5、提出・規程集 81）。



学長は、各学科、各委員会及び関係部署の意見を求めて校務をつかさどり、所属教職員を統督している。

学長の選任については、「学校法人九州学園学長選考規則」（提出・規程集 16）に基づき、理事会が候補者を選考し、教授会の意見聴取を行ったうえで理事会が選任する。以上により選任された学長は、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、毎月第 3 水曜日に開催する部科長会議を有効に活用し、教授会を審議機関として適切に運営している。「福岡女子短期大学教授会規則」（提出・規程集 65）において、教授会が意見を述べる事項を定め、学長は、教授会に周知している。学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。

学長は、「福岡女子短期大学教授会規則」に基づき毎月第 4 水曜日に教授会を開催している。教授会の議事録については、庶務課において作成し、適切に保管しており、教授会構成員には、電子メールにより配信している（提出・39～41）。本学には、併設大学はない。

学習成果及び三つの方針については、教務委員会及び部科長会議の議を経て、教授会において審議、承認されたものであるため、教授会はこれについての認識を共有している。今後見直しを要する場合は、教務委員会及び部科長会議の議を経て、教授会において審議、承認する運びとなる。

学長及び教授会のもとには、以下に示すとおり、委員会を設置し、委員会規程に基づいて適切に運営しており、教授会には、それぞれの委員会より審議を要する事項が上程され、また報告を要する事項については、報告が行われる（備付・112～122）。

#### 委員会一覧

- 福岡女子短期大学部科長会議（提出・規程集 113）
- 福岡女子短期大学教務委員会（提出・規程集 114）
- 福岡女子短期大学教職課程専門委員会（提出・規程集 115）
- 福岡女子短期大学学生委員会（提出・規程集 116）
- 福岡女子短期大学キャリア支援委員会（提出・規程集 117）
- 福岡女子短期大学入学試験委員会（提出・規程集 118）
- 福岡女子短期大学広報委員会（提出・規程集 119）
- 福岡女子短期大学教員能力開発委員会（提出・規程集 120）
- 福岡女子短期大学自己点検・評価委員会（提出・規程集 66）
- 福岡女子短期大学図書館運営委員会（提出・規程集 122）
- 福岡女子短期大学紀要編集委員会（提出・規程集 98）

**<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>**

学長は、本学の情報システムの管理運営を行う情報処理室において中心的な役割を担い、ICT を活用した教育推進において多大な貢献を果たしている。第1回目の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された時に、すぐに遠隔授業を実施できたことは、学長が進めてきたICT活用推進がもたらした成果といえるが、各教員のICTスキル向上のための研修がさらに必要であることも明らかになった。引き続き改革を推進していくことが求められる。

学生募集については、令和3(2021)年度から学外理事及び監事とともに各学科教員と学生募集についてのロードマップ策定に向けて定期的に会議を開き、オープンキャンパスに期待される内容及び学科独自の募集対策等を検討しており、引き続き高校生にとって魅力のある企画等を行っていく必要がある。

**<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>**

令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染症対策のため遠隔授業を実施せざるを得ない状況が生じた。その状況下、学長が計画的に進めてきたICTの利活用が功を奏するという結果につながった。現在でも今後の見通しが困難な状況であり、遠隔授業も含めて、より充実した教育の提供及び支援を行うよう改善に努めている。

また、令和3(2021)年9月に策定した福岡女子短期大学ガバナンス・コードを規範とし、学長のリーダーシップのもと、教学ガバナンス、学生、教職員及び社会に対する公共性・信頼性、さらに透明性(情報公開)等を年度末に点検し、その結果を公表している(備付-109)。

## [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

## &lt;根拠資料&gt;

## ○提出資料

提出資料 6 Web サイト「情報公開」

<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/about/info.html>

提出資料 34 学校法人九州学園寄附行為

提出資料 42 令和元（2019）年度 学校法人九州学園評議員会議事録

提出資料 43 令和 2（2020）年度 学校法人九州学園評議員会議事録

提出資料 44 令和 3（2021）年度 学校法人九州学園評議員会議事録

## ○備付資料

備付資料 109 福岡女子短期大学ガバナンス・コード

備付資料 123 監事監査報告書 [令和元（2019）年度]

備付資料 124 監事監査報告書 [令和 2（2020）年度]

備付資料 125 監事監査報告書 [令和 3（2021）年度]

備付資料 126 本法人 Web サイト「財務情報」

<https://www.fukuoka-wjc.ac.jp/hojin/zaimu.html>

備付資料 127 『九州学園報』

## [区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

## &lt;区分 基準IV-C-1 の現状&gt;

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に規定されている監事に関する条項に基づき法人業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、必要に応じて理事長、学長及び関係職員と面談を行い、運営の方針等を確認するなどして情報を得ている。また、監査法人の年間監査計画により、公認会計士との意見交換を行っている。監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

寄附行為（提出-34）第 15 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-123～125）。

**[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### ＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、寄附行為第19条第2項の「評議員会は、18人以上23人以内の評議員をもって組織する。」に基づき、現員18人が選任され構成している（提出-34）。

また、私立学校法第42条各項及び寄附行為第21条に定める諮問事項について、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴取する等、理事会の諮問機関として適切に運営している（提出-42～44）。

**[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### ＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、本学 Web サイトにおいて、下記のとおり教育情報を公表している（提出-6）。

1. 教育研究上の目的並びにアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー
2. 教育研究上の基本組織
3. 教員組織、教員数、並びに各教員が有する学位及び研究業績
4. 入学者数、収容定員、在学学生数、卒業者数、進学及び就職者数、進学及び就職者の状況並びに編入学状況
5. 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画
6. 学修の成果に係る評価及び卒業認定にあたっての基準
7. 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関すること
8. 授業料、入学料その他大学が徴収する費用に関すること
9. 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
10. 就学の支援に関する更新確認申請書
11. 学則等
12. 研究活動上の不正行為等の防止に関すること
13. ハラスメントについて

14. 国際交流・社会貢献等
15. 各種アンケート
16. 自己点検・評価
17. ガバナンス・コード

私立学校法第 47 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成し、閲覧に供している。また、私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づき、本法人 Web サイトにおいて下記のとおり財務情報を公表している（備付-126）。資金収支計算書は、『九州学園報』においても公表している（備付-127）。

1. 寄附行為
2. 役員報酬規程
3. 役員等名簿（理事、監事、評議員）
4. 財務情報
  - ・ 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書
  - ・ 事業活動収支計算書
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 財産目録
  - ・ 監査報告書
  - ・ 事業報告書
  - ・ 財務状況

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事は、決算、財産監査のほか各部門の予算執行状況、会議等の議事録及び規則等遵守の状況について業務監査を行っており、監査体制は充実している。今後も監査体制の堅持に努める。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為に従い適正に運営している。引き続き適正に運営していく。

情報公開については、今後も適宜対応していく。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和 3（2021）年 9 月に策定した福岡女子短期大学ガバナンス・コードを規範とし、学校法人運営（理事会、評議員会の役割、組織の明確化）、教学ガバナンス（権限、役割の明確化）、公共性・信頼性・透明性を明示し、年度末にガバナンス・コードを点検し、その結果を本学 Web サイト「情報公開」ページに公表している（備付-109）。

**<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>****(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

地域社会との連携については、従来行ってきた個々の活動、取り組みを組織的なものとするために、太宰府市との協定のほか、地域機関との間で次のような協定を締結した。本学と社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会の間で、令和元（2019）年8月21日に「連携協力に関する包括協定」を、本学と太宰府市教育委員会との間で令和2（2020）年3月2日に「太宰府市教育委員会と福岡女子短期大学との連携協力に関する協定」を締結した。

教育改革については、平成28（2016）年度から取り組んでいる改革内容を踏まえて、常に見直し、改善に努めている。

経営の安定化のためには、学生数増加を図ることが喫緊必須である。令和3（2021）年度の入学者数は、131人と厳しい結果となった。また、令和4（2022）年度入学者数についても、141人と現在のところ非常に厳しい状況ではあるが、教育改革をおこなってきたことで、学生たちの学習成果に改善の兆しが見えることから、教育改革を推進し、受験対象者に伝えていくことに努める。

また、学生支援については、引き続き連携して充実に努める。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

学校法人の運営については、理事長のリーダーシップのもと、理事会の運営等については、適切に行われており、ガバナンスの健全化に向けて有効に機能するように継続していく。経営安定化のために引き続き教育改革支援を行い、本学の教育の質を向上させることで、入学定員の安定確保につながるようにしていく。

令和4年度 認証評価

福岡女子短期大学 自己点検・評価報告書 正誤表

訂正箇所	誤	正
基準Ⅰ-A p.13 提出資料3	大学案内 <u>2023</u>	大学案内 <u>2021</u>
基準Ⅰ-B p.19 提出資料3	大学案内 <u>2023</u>	大学案内 <u>2021</u>
基準Ⅱ-A p.28 提出資料3	大学案内 <u>2023</u>	大学案内 <u>2021</u>
基準Ⅱ-B p.52 提出資料3	大学案内 <u>2023</u>	大学案内 <u>2021</u>
基準Ⅱ-B-4 p.63 1行目	進路支援 <u>ため</u> の	進路支援 <u>のため</u> の